

平成26年第 2 回定例会

(第 2 日)

平成26年 6 月 17 日

平成26年第2回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成26年6月17日（火）

午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	—	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	—	9	對馬實	16	成田敏昭
3	欠	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	—	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	—	12	—	19	古川敏夫
6	欠	13	齋藤律子	20	欠
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（3名）

3番 今俊一議員、6番 小野長道議員、20番 小田桐信勝議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	古 川 鉄 美	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	白 戸 照 夫
企 画 財 政 部 長	鳴 海 和 正	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	佐 藤 俊 英	碓ヶ関診療所事務長	鈴 木 浩
経 済 部 長	奈 良 進	監 査 委 員 会 事 務 局 長	小 山 内 功 治
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
水 道 部 長	今 英 明	教 育 長	柴 田 正 人
尾上総合支所長	樋 口 正 博	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
碓ヶ関総合支所長	工 藤 久 富	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
教育委員会事務局長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	鳴 海 景 文	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	浅 原 勉	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

3番、今 俊一議員より、本日の本会議を欠席する旨の届出がありました。

また、6番、小野長道議員、20番、小田桐信勝議員の2名は、本日の本会議を欠席しております。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

御手元に配布いたしました、議案第81号平成26年度平川市一般会計補正予算案(第2号)。これは最終日19日に審議する予定でありますので御熟読願います。

報道関係者が議場内において撮影をすることを許可しておりますので、

御了承願います。

議会広報のため、議場内での写真撮影を許可しておりますので御了承願います。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。どちらも質疑応答の時間をおおむね1時間以内とし、質問の回数制限を設けておりません。

また、議員におかれましては、傍聴者や市民の方におわかりやすい質問をお願いいたします。また、理事者側においても、同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は挙手のうえ議席番号を告げ、特別職を除いた市職員は挙手のうえ職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

御手元に配布しています一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は5名であります。

本日は、第1席から第5席までを予定しております。

第1席、19番、古川敏夫議員の一般質問を許します。

古川敏夫議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

古川敏夫議員の登壇を許可します。

19番、古川敏夫議員、登壇。

(古川敏夫議員登壇)

○19番

(古川敏夫議員)

皆さん、おはようございます。

今定例会第1席を賜りました、19番、古川敏夫でございます。

一般質問の前に一言、皆様にお詫び申し上げます。去る1月の26日に執り行われました、平川市長選挙がらみの公職選挙法事件におかれましては、皆さんには大変心配、不安、また週刊誌など新聞等で騒がしておりました限りを、恥ずかしい思いをさせておりますことを、一ベテラン議員として心から深くお詫び申し上げます。

それではかねてから通告しておりましたところの、2点について質問いたします。

第1点は福祉行政について。私、この福祉行政については私の選挙公約でありますので、毎回毎回、一般質問させていただきました。今回で連続で、50回以上質問させていただいております。よその人は、「古川敏夫、にだったものば質問してる。」とこう言いますけども、これだけ福祉行政は幅が広く奥が深く、皆さんに最も直結した行政でありますので、皆さん周知してるようで割と周知していない。

例えばいまの年金であります、よくよその人が、「年金、前に下っているような気がするんだけど。」とこういうふうな話するけども、はっきりしたことはあんまり知られてはおりません。ちゃんと広報見て勉強している人はわかっておりますが、普通の人にはあまり知りません。

25年度に1%、26年度に1%、27年度に0.5%年金下がっております。これ三カ年かで2.5%。今回、私の質問内容に入っておりますが、福祉行政やりますから、ちょっと皆さんに周知してもらいます。

じゃあこれからどうなるかと皆さん不安だろーと思っておりますが、物価のライド式と言いますが、それをまた、物価がいまアベノミクスでどんどん上がりましたらじゃあ年金は上がるのか、というまたそれも違うらしいんですよ。政府で決めるらしいです。だから28年度からはっきりしてないということです。何かあやふやなことを言っておりました。

そういうことで、制度が毎年毎年変わっておりますので、毎回毎回、一般質問してもまだまだいっぱい。皆さんに周知してもらいたい点がいっぱいありますので、私はこれからも公約どおり毎回毎回、福祉行政について質問させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それではかねてから通告してありました2点のうちの、福祉行政について。介護保険について。

介護保険制度は平成12年に新たな制度として発足し、その後さまざまな改正が行われ、今日に至っております。

制度創設以降の大きな改正は平成18年度の改革でした。この改正は、まず、介護保険のほかの補助事業として実施されていた、介護予防地域支え合い事業が介護保険の中に取り込まれ、その事業費には一部介護保険料も充てられることになりました。

また、要介護1を要介護1と要支援2に分けて要支援の対象者を増やすとともに、要支援の介護報酬を引き下げました。

さらに地域密着サービスを創設し、その事業者の指定を市町村長とし、さらにその地域の調整機関として地域包括支援センターの創設が行われる大きな改革でした。

今回の改革は、その平成18年度を上回る大きな改革となると聞いております。国は平成27年度から介護保険法改正に向け、いま国会で審議中です。

平成18年度の改正で要支援の対象者を増やしサービスをしてきた分野が、介護保険の給付に関する基準を変更し、要支援認定者が受けられるサービスが受けられなくなるようですが、現在平川市でこれに該当する認定者は何人いるのでしょうか。

また、介護保険の給付から要支援認定者の訪問介護と通所介護を外し、ボランティアなどの市町村の地域支援事業に移すとありますが、要支援認定者は専門的サービスが必要と判断され認定された一人であり、いままでのサービスがどのように変わるのか、市町村の支援事業に移しても内容は変わらないのか、現在どのような状況なのかお聞かせ願いたい。市長の御

答弁をお願い申し上げます。

それでは、通告してありますところの2番、地域活性化事業について。平川市地域活性化事業について。青空市場の開催について。

我が平川市は豊かな自然と環境に恵まれ、さらに地形、気候をいかした農業の盛んなまちです。この農産物を活用し青空市場を開催してみたいかがでしょうか。

商店街において、日曜日限定で農家の軽トラックに直接リンゴ、野菜、フルーツ等朝の採りたて農産物を生産者から直接購入する安心感、散歩がてらの買い物を楽しんでもらい、地域の人たちに提供してみたいかがでしょうか。まずは、旬の野菜、フルーツ、漬物、加工品などで地産地消の思いを届け、軌道に乗ってきたら地域物産も含め子どもたちが楽しめる軽食、イベントなどを地道に時間をかけ、地元商店街をはじめまちのにぎわい素質や商店街の活性化を図るよう工夫していただきたい。

平賀商店街、または商工会隣りの空き地において、朝の採りたて農産物を市民が手軽に買い求められるように、軽トラックを利用しての地産地消の実施を試みてはどうか。市長の御所見をお願いいたします。

これをもちまして壇上からの一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

(古川敏夫議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

おはようございます。

(長尾忠行)

古川敏夫議員の一般質問にお答えをいたします。

まず福祉行政についてであります。議員おっしゃられますとおり、福祉行政は本当に幅が広く奥が深い行政であります。

さまざまなことありますが、今回御質問の平成27年度の介護保険法の改正により、要支援認定者へのサービスはどのように変わるのかという御質問でございますが、平成26年5月末現在、要支援の方が215名。要支援1の方が215名です。要支援2の方が222名、合わせて437名の方が介護予防の必要な方として認定をされています。

現在、国会で審議されております「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(案)」は、介護予防のうち、訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行するというものであります。

この見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、ボランティア、民間企業等による多様なサービスの提供が可能になります。

現段階では、既存の介護事業所による既存サービスが必要な人、いわゆる「専門的なサービスが必要な人」は「市町村が適切に判断して、提供す

る」ということが報道されているものの、その基準や総合事業の事業費の上限の問題等、確定していないものも多数あります。

今後も情報を収集し、現状を分析しつつ、要支援の方々の自立に向けた効果的な施策が展開できるよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして地域活性化事業、青空市場の開催についてであります。

平川市内には、農協や地域の農家で運営している農産物直売所が、有人、無人を含めて11箇所があり、地元の農産物や農産加工品などを販売して、独自に活動・運営しております。

市においては毎年、地産地消・食育推進フェアとして「ひらかわフェスタ」を開催し、地産地消・食育に関する展示のほか出店者を募り、市内の農業団体などによる農産物の販売を行っているところでもあります。

御質問の青空市場の開催についてであります。市内の農産物直売所は各地域に点在していることから、これらを活用して生産者が農産物を遠くまで運搬しなくても販売できる環境にあるのではないかと考えられます。

これらの直売所をPRし、消費者が農産物を求めて地域に買いに行くことも、地域間の交流及び地域活性化につながると考えます。

これまでも生産者及び直売所関係者に対して、軽トラ市の開催について意向調査をしておりますが、現在のところ開催の意向はなかったものの、今後、関係者と意見交換を行いながら、そのような開催希望があった場合には、市農産物の消費拡大及び地域活性化に向けて協力していきたいと考えております。私からは以上であります。

(市長降壇)

○議長

19番、古川敏夫議員。

○19番

(古川敏夫議員)

福祉行政についてであります。いまの説明で納得しましたが、要望です。平成26年度は、27年度から始まる第6期の介護保険計画の策定をすることになりますので、十分に検討し市民サービスを低下しないようによろしくお願い申し上げます。

それから地域活性化事業の青空市場であります。消費者拡大はもちろんであります。私は商工会長です。地域活性化が主なわけでありまして、もちろん農家の人たちの応援もしております。ということで、ものを売りながらコミュニケーション取って地域を活性化するのが目的であります。

ということで、前に市長は加工場のあそこもいいというけども、私たちはやはり市内のこの活性化のためにやるんですから、平賀の駅前のあの商店街とか、商工館隣の空き地、あそこでやったらどうか。やってるうちに皆さんが名前売れてきましたら、町外の人でも市外の人でも来るようになりますから。日曜日限定になりますと、お子さん連れで来る人もあると思います。

ということで私たちはそれを望んで、やれなんでも手を付けないとだめなんです。口だけで言ったらだめ。やって初め失敗のような形になりま

してもやってるうちに、「あ、平賀のあそこは新鮮でいい、安い。」と。行ったらそばも食べると。まあ、売ってくれるんですけどもね。ただでないですけども。そういうことをやってくると。

そういうことで市外の方は、黒石でも弘前の方が家族連れで、買い物を兼ねながら遊びにきたりできるような、そういうことしたいということで私、今回一般質問させてもらったわけでありまして。

農家の消費拡大はもちろんでありますが、それだけありますので。そこを御理解してくださるようお願い申し上げまして、市長、もう一点。さつと。

○議長

市長。

○市長

地域活性化事業はもちろん大賛成でございます。地域をなんとかして活性化させていきたいという古川議員の思いは、私もよく理解できます。ただ、いままでこの軽トラ市に関しては聞くところによりますと、いろんな形で募集と言いますか、意向調査した経緯があるそうです。

(長尾忠行)

その中であって、どうしても現在ある直売所を活用した方がいいのではないかという声が圧倒的に多かったと。そういうふうなことで、軽トラ市が行われてこなかった経緯があるというふうに聞いております。

県内でも五所川原市、全国的にも軽トラ市を開催して大々的に地域の活性化及びに農産物の販売、消費拡大等を行っている地域が全国的に多数あります。

職員提案の中にもそういう軽トラ市に対する考え方に対する意見もございました。今後ともさまざまな、そういうふうな……まずは参加してくれる団体といますか、農家の皆さんがあるのかどうか、その辺のところを調査した上でこの活性化に結び付くことであれば、推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長

19番、古川敏夫議員。

○19番

市長の前向きな御答弁ありがとうございました。

(古川敏夫議員)

これをもちまして私の第1席の答弁を終わります。ありがとうございました。

○議長

19番、古川敏夫議員の一般質問は終了しました。

第2席、10番、齋藤政子議員の一般質問を許します。

齋藤政子議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

齋藤政子議員の登壇を許可します。

10番、齋藤政子議員、登壇。

(齋藤政子議員登壇)

○10番

おはようございます。

(齋藤政子議員)

第2席、10番、齋藤政子です。

はじめに空き家に対する早期対策を。空き家条例の設置について市長にお尋ねいたします。

この問題は去年の9月議会で一般質問しております。空き家の実態と管

理について、倒壊した空き家の処理についてという内容でした。

それに対しまして、「条例制定も視野に入れその対策を検討する。」旨の答弁がありました。ちなみに25年度の空き家の数は、平賀地区で142、尾上88、碓ヶ関193、合計423ありました。以前にも述べましたが、空き家だけでなく倒壊した家も大分みられます。

このことについて、平成26年度今年の当初予算に必要経費を盛り込むなど、条例制定に向けての準備を進めると伺っておりますが、早めに条例を設置して対処してもらいたいと思います。他市町村でも、条例化に向けて進んでいるようです。また、国の動きも大分みられます。平川市の取り組み状況や、今後の予定などありましたらお知らせください。

2、通学路の拡幅について。町居から平賀東中学校、県道吹上金屋黒石線です。通学路の生け垣のその後について、市長にお尋ねいたします。

この質問も、去年6月議会で取り上げた問題です。この町居から東中学校までの通学路は、およそ20年前、私が議員になってからの記憶ですと、何人もの議員がこの問題を取り上げ、地権者との話合いや測量も1、2回行われたと記憶しております。その後どうなったかと言いますと、全く何も変わっていないのではと思っております。

特に冬場は、あの道路は大変です。子どもたちを送っていく父兄の車、歩いている子どもたち。それに弘南バスの循環バスが1日に6回通っており、この道路の中央付近には町居南口というバス停もあります。雪が多く降ったときなどは、両側のさわらから雪が落ち、たちまち両端が高くなってしまい、ますます車の往来が困難になり子どもたちが危険にさらされます。

道路の拡幅は時間がかかるにしても、道路の両側の生け垣のはみ出した部分を切ってもらえないものかと前回お願いいたしましたところ、「道路は県道で、陳情しているが難しい。通学路となれば教育委員会の問題です。さわらとなれば個人の問題です。」と、あまり納得のいく答弁ではありませんでした。しかしこの問題は、いつか解決しなければならない問題だと思っております。事故があってからでは遅いのです。

市長も変わり、県に明るい方だと思いますので、ぜひこのことに対しての考え方、またその後の動きなどありましたらお知らせください。

3、平川市の橋の補修計画についてお尋ねいたします。平成26年3月議会、つまり今年の予算特別委員会で、平川市には15メートル以上の橋が58あり、碓ヶ関地区の古懸不動橋を除いた57の橋を調査しましたら、51の橋について補修が必要である。それを今年から10年間で補修する計画であり、総額10億円とのことでした。

51のうち平賀、尾上、碓ヶ関地区の数はいくつでしょうか。また、15メートル以上の基準の根拠はなんでしょうか。単純に計算いたしまして1つの橋に約2,000万円ほどの補修がかかりますが、10年間の計画などありましたらもう少し詳しく内容をお知らせください。

以上、3点につきまして市長にお尋ねいたします。御理解ある御答弁をぜひお願いいたします。

(齋藤政子議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

齋藤政子議員の一般質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、第1点目の空き家に対する早期対策であります。先ほど議員から御指摘がありましたとおり、市内には多くの空き家が点在しております。非常に残念なことではありますが、この対応をどのようにするのかというふうなことであります。まだ取組状況についてであります。ほかの自治体の先進事例の情報収集と分析を行い、どのような仕組みがよいのか検討するなど、条例制定に向けて準備を進めてまいりました。

今後につきましては、庁内関係課による検討会議の立ち上げや、外部の意見や提案をいただくための会議を設置するなど、実効性のある条例となるよう議論を重ね、平成27年3月定例会への提案を目指したいと考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

なお、空き家対策に関しては国の法制化の動きもあるようですので、その動向も注視しながら準備を進めてまいりたいと思っております。

次に通学路拡幅についてであります。議員御指摘の県道吹上金屋黒石線道路改良事業につきましては、市の重点事業として県に強く要望している路線でございます。

当路線は、既に平成8年から17年度までに新館工区が完成、平成18年から23年度までに町居工区の一部が完成し、供用が開始されております。御指摘の町居十文字から平賀東中学校までの800メートルについての整備計画でございますが、事業主体であります中南地域県民局では、今年度より交通安全施設整備事業として着手をしております。

今年度は路線測量、道路設計、用地測量及び建物補償調査を行い、平成27年度に用地買収及び補償物件の契約を予定しており、今後は、県・町会及び地権者と協議を進め、早期完成に努めてまいります。

また、道路上にはみ出している生け垣につきましては、昨年町会を通し、生け垣の土地所有者に適正な管理をしていただくよう周知をしております。伐採管理された関係者もおりますが、引き続き、管理の徹底をお願いしていく所存でありますので、御理解をお願いいたします。

次に、平川市の橋の補修計画についてであります。橋梁長寿命化計画は、既設橋梁構造の安全性の確保に必要な基礎資料を得ることを目的としており、平成21年度から23年度までの三カ年で対象となる15メートル以上の58橋について調査を行い、平成24年度に十カ年の修繕計画を策定いたしました。おおむね1カ年につき5橋ぐらいの計画であります。橋梁の多くは築40年以上を経過しており、計画的な維持管理、更新が重要な課題とな

っております。

対象となった橋梁数は議員御指摘のとおり58橋ですが、そのうち古懸の不動橋は既に着工済みですので、57橋を対象といたしました。橋の大部分は、コンクリート橋であり、調査の標準的な点検方法は目視、触診により行い、ひび割れ剥離、鉄筋露出や抜け落ちなどの有無を確認したところがあります。

調査の結果、補修が必要な橋梁は、51橋ありました。補修工事につきましては、モルタル復旧工、錆止め処理工、床版防水工などを実施する予定であります。私からは以上であります。

(市長降壇)

建設部長。

○議長
○建設部長
(櫻庭正紀)

御質問の中で、3地域の橋の数を示せという御質問がありました。橋は、碓ヶ関地区が31橋、尾上地区が2橋、平賀地区が25橋。計58橋でございます。

それから、どのようなスケジュールなのかということでもございました。基本的に橋の多くは河川にかかっている橋が多いわけなんですけれども、国道をまたいでいる橋、また線路を、JRをまたいでいる橋。さらには高速道路を、補償等で高速道路で付け替えた橋がございますので、そういう橋がございます。

中で、緊急度合、災害の発生度合いなど勘案しながら、やはり国道、高速道路、JR鉄橋の橋などが、先に補修していかざるを得ないだろうというふうに考えています。以上です。

○議長
○10番
(齋藤政子議員)

10番、齋藤政子議員。

10番です。

空き家のほう準備に取りかかって、27年の3月に提案したいというところまで出てきましたので、ちょっとびっくりしましたけれども、準備委員会としてこの検討委員会の予算なども今年には付いているようですので、その検討委員会の中身どういう人たちで、予算の内容もどういうものなのか、中身ちょっとお知らせください。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

検討委員会ということで、まずは庁内の検討委員会で基本的なことについて決定すると。それからそれに基づきまして懇談会ですね、これについては26年度の当初で予算化されておまして、一応10人ですね、10万円。

それから費用弁償が2万7,000円ということで予算化されております。それから懇談会の委員の、どういう委員が構成されるのかということで、それぞれ各種では大学の先生とか弁護士とかですね、そういうのもいろいろあります。

ただ、いま考えているところは平川市としては行政委員、それから個人情報関係もありますので審査会。それから環境審議会、それから都市計画審議会等について、いまのところ想定しているところであります。以上

○議長
○10番
(齋藤政子議員)

です。

10番、齋藤政子議員。

10番、齋藤です。

検討委員会と懇談会って出てきたけど、これ同じであったのかな。検討委員会のほうは庁内の人でどうのこうので、弁護士だの大学の教授だのつてしたの懇談会であったのかなと思いますけども。それ1点とですね。

倒壊してしまっている家も結構目立ってますけども、それに対してはまったく手が付けられない、この……条例ができて、その条例の中身にもよりますけども、それによっていろんな、市でやることができようのこうのつて進んでいくんでしょうけども、いまの状態で少しも手を付けていないのかと、ほかの市町村ではどれくらいのところが動いて条例の制定に動いているか、情報お知らせください。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

まずは検討委員会ということで、これについてはですね、庁内の検討委員会で基本的な調査をして、それから外部の懇談会を開催してキャッチボールをしながら条例をつくっていくということです。

それからもう一つについては、県内の制定状態ですが、市では青森、八戸、五所川原、むつ、つがる市の5市が制定済みです。それから町では、藤崎町、深浦町、中泊町、大間町、田子町ですね。県内の状況は5市5町が現在制定済みです。それから隣の弘前市はですね、9月に上程予定と。それから黒石市はまだ未定ということでございました。

それからいろいろ条例において、例えば崩れた家とか現在あるわけですけども、どこら辺まで、要するに解消できるのかということでもありますけれども、一応条例の中身としては、まずはその持ち主に対してですね、指導勧告すると。それから、それにも従わない場合は命令をします。そしてそれでもだめな場合は公表すると。最後がやっぱり、いま最近は行政代執行ですね、を条例の中に加えておまして、多分平川市の場合もそういう条例の制定になろうかと思えます。

ただ、行政代執行はいろいろと問題がありまして、一応市で解体料立てかえるわけですけども、それが回収するのがなかなか難しいケースが多いということで、いろいろまた考えております。

それからその他として解体費用のですね、補助金を出して解体していただくというのと、それからもう一つの賃貸住宅としてそういう住宅に供する攻めの行政ですね。そういうことも含めて今後ともいろんな面で考えてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長
○10番
(齋藤政子議員)

10番、齋藤政子議員。

空き家条例については、27年3月提案したいということでしたのでぜひそれに向けて頑張ってもらいたいと思います。

通学路のことですが、残り800メートルつてありますけども、町居十文字からちょっと尾崎寄りのところは、子どもの事故があつて早急に改良され

た地点で終わってますよね。そこから東中学校の辺りまで、私、壇上で述べましたけれども、行ってみないと、通ってみないとちょっとわからない状態ですよ。特に冬場は、よく何事もなく通ってるなというぐらい大変でした。

それでこのさわらのことに対して、道路の拡幅はすぐできなくても、前回ですね、さわら切るぐらいだばやってもらってほしいということを述べましたが、私、全然そういうふうな動きはなかったのかなと思ってましたけれども、これに対しては、さわらを切ってほしいということを、町会長または個々を回ったのか、どういうふうにしてごのごをやったのか、少し聞きたいと思います。お願いします。

○議長

○建設部長
(櫻庭正紀)

建設部長。

これについては、議員が御質問ありましたので、そういうことでは所有者ということで各家庭にまずはさわらを、道路にはみ出ている分についてもお願いをいたしました。中の方ではそれに呼応していただいて伐採していただいた方もございますけれども、なかなか、時期的なものもあったのかもしれないけれども、見た目、まだまだ出てるのではないかという御指摘、まったくそのとおりでというふうに考えています。

やはり個人の問題もございますけれども、町会の方にも、町会長がどうのこうのっていうことも、ちょっと個人のことにあまりにもなりますので、地域全体としてお願いをしていくしかないのかな。個人というよりも町会全体の意識として御配慮いただければなというふうに思っています。

○議長

○10番
(齋藤政子議員)

10番、齋藤政子議員。

このことを取り上げようと思ひましてあそこを通ってみましたら、確実にさわらが切られているなと思うところもありました。行政で回ったのかなと、切ってるなと私、感じましたので、一軒一軒回ったのかなと思ひていま質問しましたけれども、やはりよくここまで、長尾市長さすがだなと思ひます。本当に。

なかなかね、何十年もかかって、これからもぱっぱぱいぐとは思ひませんけれども、地権者のどうのこうのとか用地買収とかいろいろあるんでしょうけども、いままでもずっとずっとかがった案件ですし、時間がかがってますけども、いつかは大きな事故の起きる前に必ず手を付けなければならぬことでしたので、これから、26年度からってすので、今年から建物とかいろいろ話合いにも入っていくみたいですし、27年度から用地買収って言ってましたけども、26年度からって、いつごろからもうやってるのか、これからやるのか、大体、今年の予定といたしますか、日程ちょっとお知らせください。

○議長

○建設部長
(櫻庭正紀)

建設部長。

あくまでも我々は、県のほうにお願いをする立場でございますので、県のほうとしては、方向付けとしてはいま市長が答弁した形になるんですけども、その具体的金額的詳細についてはまだこれから測量などやります

ので、その辺についてのことについてはまだ開示していただいておりません。

方向としては測量関係から入っていくと。それから建物の補償関係もございましてその辺も入っていくと。できれば私どもとしては用地のほうで確保して次第、その辺については地権者側の方の了解も得やすくなるだろうと思いますので、そういう場合には率先して関与していきたいというふうに考えております。

○議長

市長。

○市長

いまの齋藤議員の吹上金屋線に関しましては、私もよく通りますので危険な状況はよくわかっております。

(長尾忠行)

かつて県議会の建設委員会の委員長をやっておったとき、当時の委員の皆さんに見ていただきました。東中学校から町居の十文字まで歩いて現場を見ていただいて、ぜひとも必要だというようなことで取り組んでいただきたいというようなことを要請した経緯がございます。

ただ当時としては、あまりにも用地買収費、あるいは家の移転費等がかかるので、これはトンネルを作るような道路だなというふうな話もありましてなかなか進みませんでした。今回交通安全整備事業というふうな形で、いわゆる子どもたちの命を守ると言いますか、そういう安全対策の事業というふうなことで、取り上げていただきましたので、ぜひともこれから積極的にまた県のほうに働きかけて、これはもちろん地権者の了解を得ることが大事であります。そういうことも含めながら積極的に道路改良が行われますように努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番

いままでこの問題は、ずっとずっと県の事業ですので、陳情しております、頑張っておりますのずっとそれで、ずっとずっとそうやってきましたけども、ようやくここまできたなという感じです。

(齋藤政子議員)

これからもまた、地権者とか買収とかなんとかかんとかあれば、いろんなことがあり得ると思いますが、なるべく住民の声を聞いて、いままだまねぐなればもういつのことかわからなくなるような問題ですので、なんとかうまく話合いをして要望を聞いて、ぜひかなえてほしいものだと思っております。

橋のことは、国道、JRとか高速道路のこう優先して、一つ一つやっていくということで数も聞きましたので。15メートルというのはなんで15メートルなのか、14メートルの橋はじゃあ該当しないのか、自分たちの橋はどんなのかっていうのをどうすればいいのか、どこに聞いてくださいとか、どういうところがだめですとかっていう情報とか、まったく町会とかにはこれは知らせてないんでしょうか。お願ひします。

○議長

市長。

○市長

橋長15メートルが対象である、けれどもその基準はというふうなことであります。対象とする橋長15メートルの根拠ということですが、青森県の

(長尾忠行)

橋梁長寿命化修繕計画において、橋長15メートル未満に関しては、日常点検や維持工事などの簡易な点検を主体とする維持管理を行うこととしており、それ以外の橋長15メートルを橋梁長寿命化修繕計画として策定しております。

当市におきましてもこれを準用しており、交通量の多い路線やJR及び高速道路をまたぐといった主要路線にかかる橋梁などが、長寿命化修繕計画対象となっております。

また、15メートル未満の修繕ということではありますが、市内に269橋存在します。これらにつきましても、町会等の要望があれば、現地を確認の上、緊急性や修繕時期を長期総合計画などで対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番

(齋藤政子議員)

今回私が取り上げました空き家条例と通学路のことで、前向きな答弁をいただき本当にありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。橋の要望についてはどうぞ皆さん御協力してよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

○議長

10番、齋藤政子議員の一般質問は終了しました。

11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、18番、福士恵美子議員の一般質問を許します。

福士恵美子議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

福士恵美子議員の登壇を許可します。

18番、福士恵美子議員登壇。

(福士恵美子議員登壇)

○18番

(福士恵美子議員)

おはようございます。

今議会の一般質問の第3席目を承りました、福士恵美子でございます。先に通告をしております順次に質問をいたしますので、答弁をよろしくお願いいたします。

最初の質問は、定住人口対策についてお伺いいたします。近年の少子高齢化に伴い、我が平川市の人口も毎年減少し続けている状況であります。この少子高齢化を食い止めるために、宅地造成による開発を進め、若い定住人口を増やすことが大変有効的だと思っております。私は平成24年第2回定例会にも一般質問をしておりますが、その中でも平賀駅裏の開発については定住人口対策に関して最も有効的だと思っておりますので、次の三つの点についてお伺いいたします。

その一つ目として、旧カントリーエレベーターの跡地の現状についてお

伺いたします。当該地は都市計画市街化区域であり、津軽みらい農協の所有である旧カントリーエレベーターの跡地について、今後の活用内容や基本的な方針等について農協に確認をしていることがありましたでしょうか、もしありましたら伺いたしますので、よろしくお願いをいたします。

二つ目として、種子センターの現状について伺いたします。このことについては、新しいカントリーエレベーターと一緒に移転新築できればと思っておりましたが、農協の経営事情により断念した経緯もあったと聞いておりますが、種子センターの現状と今後の方向性についても津軽みらい農協の所有だと思いますので、確認をしていることがあるのかどうか伺いたします。

三つ目として、平賀駅裏の開発について伺いたします。最近小和森小学校の周辺にも宅地造成により建物が増えております。また柏木小学校の周辺、あるいは健康センターの周辺も工事が始まっている様子が市民に見えてきているため、平賀駅があり駅前活性化につながっていける場所でありますので非常に興味を持っているところです。

平川市として、平賀駅裏の開発についてどのような考え方をしておりますでしょうか。具体的な青写真は描いているのかどうか伺いたします。また、どのような定住人口対策を考えておるのでしょうか伺いたします。

次の質問は、通学路の安全確保についての質問をいたします。私は毎日通学路を歩いてみて感じたことや、柏木小学校区、大坊小学校区、松崎小学校区など少し車ですけども回ってみました。その結果感じたことや体験したことを元に今回の質問をまとめました。

最初の街路樹対策について伺いたします。小和森小学校の通学路であります、光城団地のハナミズキですが、今年は春先は大変風が強く、冬期間に折れた街路樹の枝や、枯れた枝が目立った時はないと思いました。

通学路の街路樹についてはまだ、私の手の届くところでは取り込んだり光城団地に住んでいる人たちと協力しながら拾ったりしていますが、なにせ子どもたちは毎日の通る場所に枝が落ちていたりすると、格好の遊び道具になってしまいます。枝を踏んで切り傷や擦り傷をつくったりして、近くの人たちに傷絆創膏を貼ってもらっている人もあったようであります。

また、全国的にも大きな木が枯れて車が大破した事故や、新緑を楽しみながら歩いていた子供に、枯れた枝が折れて落ちてきた事故等が報道されております。幸い光城地区の街路樹は、あまり大木ではないので大きな事故につながっておりませんが、光城地区のみならず、通学路の巡回パトロールを行い危険箇所は早急に対応していただきたいと思いますが、市の対策について伺いたします。

また、アメリカシロヒトリについては、ハナミズキに最も早く発生しております。アメリカシロヒトリの駆除については、町会で駆除する場合は

防除器具の貸し出しや防除薬の配布を行っているようですが、歩道や通学路及び一般家庭の樹木の管理についての対策は、どのように行っているのかお伺いいたします。

次の質問は、各種標識についてお伺いいたします。市内には施設への誘導看板やごみ集積所の案内板や飛び出し危険などの道路標示、またはカーブミラーやロードミラー等があります。通学路になっている場所に傾いたり塗装がはげ見づらいものや、旧平賀町時代のものやさびついたり破損している看板等が見受けられます。

これらのことでけがをしないよう、また交通事故が起こらないようにいま一度点検を行うなど、子どもたちの通学路の安全確保のために対策についてお伺いいたします。

次に、職員の恒久的残業対策についてお伺いいたします。昨年の9月に発生した台風18号の豪雨災害の復旧の作業にあたっている土木課と農林課においては、新年度になっても残業が続いていると思っております。専門の技術職員が配置されておりますが、残業が続いているのであれば働いている職員の健康が大変心配であります。市としてこのような恒久的残業に対して、どのような対策を考えているのかお伺いいたします。

以上をもちまして、私の壇上からの一般質問を終わります。市長及び教育長の御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長

(福士恵美子議員降壇)

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

○市長

(市長登壇)

(長尾忠行)

福士議員の御質問であります、定住人口対策についてお答えをいたします。人口の減少は、市民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や市の財政基盤へも大きな影響を及ぼすとともに、地域の存立基盤に関わる深刻な問題であります。

平川市の人口は、平成22年国勢調査では、3万3,764人と市町村合併時より、1,572人減少しており、さらに5月の東奥日報記事には、当市の将来推計人口が平成52年、2040年には、2万1,624人と推計され、まさに地域崩壊が危惧されるような数値が公表されました。

将来的にこのような事態にならないように、子育て支援などさまざまな対策が急務となっております。子育て支援につきましては子育て支援課を設置したりして、さまざま対策を重ねておりますことを御理解をいただきたいと思っておりますし、平川市都市計画マスタープランを策定し、持続的に発展可能なまちづくりに取り組む覚悟でございます。

また、人口流出を防ぐ手立てとしては、宅地造成による開発誘導もその一つであることは、福士議員と同様に思っているところです。御質問の旧カントリーエレベーターの跡地の現状についてですが、議員御指摘のとおり、当該地は都市計画市街化区域であり、津軽みらい農協の所有地であり

ます。

平成24年に解体され、その部分は更地となっておりますが、津軽みらい農協に確認したところ、現在、具体的な土地利用計画として、青写真は描かれていないようであります。

次に、種子センターの現状についてですが、平成22年1月に津軽みらい農協から、旧カントリーエレベーターと種子センター建設に関しての支援要望がありましたが、津軽みらい農協の経営事情により、種子センター建設に関しては断念した経緯があります。

現在は、経営事情も好転し、種子センター建設について再度検討され始めているようであります。推移を見守りたいと思います。

平賀駅裏の開発については、議員御指摘のとおり、平賀駅と隣接していることから、非常に魅力的な場所であると私も認識しております。

いずれにせよ将来的な周辺地開発の方向性については、各種土地利用計画の方針に基づき、慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、通学路の安全確保、街路樹対策についてであります。議員御指摘の、樹木の枝折れ等の件でございますが、日常業務におきまして、道路パトロール等を実施しているところでありますが、加えて要望・苦情等があれば、現場を確認の上、早急に対応しているところであります。

次に、害虫駆除アメリカシロヒトリの件ですが、柏木町のゆとりの駐車帯、駅前のポケットパーク、商工会隣のふれあい広場、光城地区の街路樹につきましても、道路管理者である土木課で、毎年春と夏の2回薬剤散布を実施しております。

県道部分の街路樹につきましても、害虫の確認があった場合、管理者である中南地域県民局へ連絡し、駆除をお願いしているところであります。

また、昨年同様、害虫を効果的に駆除することを目的に、防除を行う町会に対して、防除器具一式の貸出しや、防除薬剤の無料配布を実施することとしております。

なお、一般家庭の樹木の害虫駆除につきましても、土地の所有者に対応していただくようお願いをしております。したがって、個人等への器具の貸出、防除薬剤の無料配布は行わないこととしておりますので、御了承くださるようお願いいたします。

次に各種標識についてであります。議員御質問の通学路の点検、安全確保ということでございますが、平成24年度に警察、道路管理者、学校関係者、町会などの関係機関による「通学路の緊急合同点検」を実施して以来、危険箇所などの情報を共有するとともに、中長期的な対策を要する箇所を除き、関係機関において必要な措置を講じているところであります。

御指摘の各種看板等の点検ということでございますが、市が管理するものについては、その状態を確認し対処することとし、市管理以外のもので危険な状態のものについては、関係機関をお願いするなど、子どもたちの

安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の恒久的残業対策についてであります。台風18号被害の災害復旧に関しましては、最優先課題として解決するよう指摘をさせていただいております。昨年の台風18号の豪雨災害については、現在、土木課と農林課で災害復旧にあたっております。

しかし被災箇所が非常に多く、職員は日中現場に出るので、通常業務を含めた事務作業はどうしても時間外になってしまい、結果として残業時間が減らない状況であります。

ただ、これまで非常に努力をしていただきまして、土木課では6月を山場とし、7月以降は徐々に業務は減る予定であり、農林課もまた8月中旬を目安に業務を続けております。

当市といたしましては、職員の健康状態に留意しつつ、それぞれの課の状況を踏まえ、必要に応じて他課の職員や臨時職員を応援として配置するなどして業務の軽減を図ってまいります。

今後、このような災害があってもいま以上に対処できるよう、また、長期的に残業をしなければならない事態を発生させないという技術職員等を定期的に採用・養成し、人員を確保していかなければならないと考えております。以上でございます。

(市長降壇)

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番

18番、福士です。

(福士恵美子議員)

まず、市長の答弁を聞きながら、熱のこもった大変ありがたい答弁をいただいたことに、まず感謝をしたいと思います。

最初の質問の駅裏の開発については、いろいろクリアしなければならないことがありますでしょうが、いま本町公民館の前側と言いましょか、向かって駅よりに去年一戸、今年一戸というふうに2軒いま建ちました。

旧カントリーエレベーターの場所は駐車場として使用したいという、前にそういう話も聞いております。そしてまた、いまのところ計画がないような答弁でしたけれども、もしかすると種子センターのほうは検討に入っ、期待するんですけども、移転改築されるのではないか。また、その場に新しく建ったとしても近代的なものになれば、いまみたいに騒音も防げるのではないかなあ。そういうことをいま感じております。

駅から一番先の踏切から平賀の本町の公民館の道路を隔てて、どちらかと言えばカントリーエレベーターのあった敷地側のほうが効率的な網も少なく、開発が可能なので一軒二軒とそういうふうに建ってきているのではないかなって、緩和されているものがあるって建ってきているのではないかなとは思っておりますけれども、本町の公民館の後ろ側を含めて、まったく田んぼだけのほうは何回一般質問をしても検討したいという話ですので、本当に定住人口を求めて、若い人たちがあの場所に集まってきてくださるんでしたら、平賀の駅もあります。公的機関の弘南電車の駅もあります。

駅前商店街の活性化につながるのではないかと。そういう感じにいる人たちがたくさんおりますので、何年たっても、あそこは土地がなんぼでも条件いいんだけども開発できないのかどうか。少し工夫すればできるのであるのかどうか、そういうことを少しお聞きしたいと思います。

○議長

市長。

○市長

駅の裏側にある、いわゆる旧農協のカントリーエレベーター、あるいは種子センターあるあの近辺の開発についての御質問だと思います。

(長尾忠行)

あそこは都市計画法上でいくと確か準工業地域というふうなことで、旧平賀町時代から唯一の準工業地域という線引きにはなっております。だから開発はできないというふうなことではありませんが、農協の跡地の関係に関しましてはこれは農協の持ち物でありますので、市のほうでとやかく言えることではありません。

ただ、種子センターに関しましては、県内に三つの種子センターございます。この津軽地区と、それから木造、それから十和田、いずれもかなり老朽化しています。大体建築年数も一年ずつくらいしか三つの地域違いません。ですから、そのうちこの平川市にある種子センターが一番着工が早くて一番古いわけですが、できうればこれは、農協ともさまざま協議しなければならぬことではあります、種子センターが、対しての県・国のほうの支援が得られれば、そこを移転改築するのが望ましいのではないかなというふうを考えております。

ただ跡地利用に関しては、どうしても農協の持ち物ですので、なかなかその辺のところはさまざまな協議が必要かと思っております。またそれ以外の田んぼの開発でございしますが、いわゆる用途地域の変更で宅地造成はできると思っておりますが、大規模な開発にというふうなことになるとうちさまざま公的な部分があると思っております。その件に関しましては、担当部長よりお答えさせていただきます。

○議長

建設部長。

○建設部長

いま御指摘のところですが、準工業地域ということで4.7ヘクタール、そのうち市街化農地が1.2ヘクタールです。

(櫻庭正紀)

いずれにいたしましてもこの地域については、議員御指摘のとおり発展させていきたいということはマスタープランでも書かれておりますので。ただ、いま言ったようにかなりの大きな面積がございします。相当な、ある程度の資金と申しますか、長期的なプランを持った財政的な基盤を持った方でないとなかなか難しいところもある。

いま市が、というお話がありましたけれども、それについても非常に現状の、市の都市開発などについてもやはり収支の問題もございしますし、工場では経験ございしますけれども、現状ではやはり民間のものについては民間主導で行うべきだろう、それに対するさまざまな制約等があった場合には支援していきたい。

いまのところについては、準工業地域ということでさまざまなものが建

てられますけれども、住環境と工場等のいろいろ遊技施設なども建てられるわけですけれども、環境でもまたトラブルが起こらないような開発、全部住宅ということであればまた別なんでしょうけれども、そういう制約がない分、ある程度地域と開発業者との連携が取れなければならないものだろうと。

やはり一義的には遊休の土地については、平川市としては活用していただきたいわけですので、跡地ということは現在遊休地であるということには変わりありませんので、その辺についての遊休地の活用という面においては市としても指導していきたいと思います。

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番

(福士恵美子議員)

何回いままでも質問してきましたけれども、市民にとってみれば法の網がかかっているとか、農協さんの跡地であるとかってそこら辺はわかるとしてでも、本当にこういう場所、こうしておいてもいいのかなって思う市民もたくさんいると思います。

いま話を聞きましたら、クリアしてできるような感じも受けられるし、大変だなと思う部分もあります。十分熟慮しながら本当に平川市の発展の中心地になるような場所ですから、検討していただいていい方向にすすめばいいなと期待するものであります。お願いをしてこのことについては終わりたいと思います。

次に通学路確保の問題ですけれども、私は小和森小学校の見守り隊員をしておりますので、駅からずっと小和森小学校の街路樹のところはほとんど、出張がない限り毎日子どもたちと一緒に歩いていますので、本当に小さい子どもたちと一緒に歩けば大変楽しいこともたくさんありますので、ぜひ子どもたちに大きな事故につながらないような政策・施策をやっていただきたいなという思いがあって、今回取り上げたわけであります。

標識ということで通告しておりましたので、これは教育委員会だけの問題ではないじゃないかということで、今回の私の一般質問の答弁について、総務課に行ったほうがいいんじゃないか、あるいはまた土木課に係るんじゃないか、市民課の環境衛生に係るのではないかというふうにしてこう、だいぶ回ってきているようです。

でも私たち市民にとっては、子どもたちの安全を確保するためには、まず、どこの課でも命に関わるようなことは絶対あってはならないので、市長が指揮をとっていろいろなところを歩いていただきたい、見ていただきたいと思っております。

ちょっと私の感じたところではですね、こういうことがありました。文化センターの駐車場に行く看板があるんです。平賀の駅から本町の踏切の行くところちょうど角にあります。そこでこういうことがありました。子どもたちが歩いているところに、大鰐のほうから来た方だと思えますけれども、「文化センターにいぐにここいけばいいんだが。」って車に乗ってるおじさんが声をかけたら、「変なおじさん声かけだはんでしゃべればまねんだ

よ。」ってその横断歩道をです、右の左も見ないで走って行ってしまったんです。

それを私が前から見ておりましたので、「どしたどした。」ってしたっきゃ、その運転手さんが、いまの子どもだち、何を聞いても変なおじさんさ声かけなど言われているので、文化センターどうして行けばいいんですかって聞いただけでもこう言われて、ちょっとこうショックも受けました。でもその前に文化センターの駐車場って書いているその看板の上のほうは、はっきり見えるんです。下の矢印がほとんど消えて、どっちに行けばいいかその矢印が見えないんですよ。私ももう一回戻って来て見ましたら。そういうこともありました。

それから、尾上から来まして文化センターの駐車場を表示する看板がちょうど傾いているんです。その傾いている角度によって、尾上から来て小和森小学校の前の道路のこっち側の文化センターの角のほうですから、向こうから来た人にとっては電信柱に傾いている部分がちょっとこう見えないんですよ。その文化センターに行く駐車場がそこ通り越してしまうような状況であるっていうのを、これは黒石のほうから文化センターに観劇に来た人に言われました。

なるほど、小和森小学校の通学路ですから、そこでもまた、そういう声掛けをしたのかどうかはわかりませんが、少し、多分雪の除雪で看板が傾いているんだと思います。少し手を加えることで文化センターの駐車場に行く道路を通り過ぎて、文化センターの裏口のほうを過ぎてしまったという話もありますので、本当に少し手を掛けるだけできちんと文化センターにおいでになる方については理解していただける、そういうものもたくさんあります。

それから児童公園があります、文化センターの向かいに。子どもたちが看板を見てわいわい騒いでおりましたので、どうしたのかなと思っていましたら、「公園内に犬を入れないでください」反対から見ましたら「犬を」です。その犬、犬の点が子どもたち、多分いたずらして取れたんだがわからないけれども、子どもたちにしてみれば格好の遊び場所ですよ。学校に行く途中に結局集団で「犬をいれないでください」ってしたその、ごさ点こ書けばいいのになんていうふうにして、ほんのちょっとことなんですけども、やはりそういうことが出てきております。

それからごみの集積所の看板ですけども、旧平賀町で使った、本当にさびて茶色になってなんも字が見えない、そういう看板がたくさんあります。もちろん通学路ですからごみを集積所に持ってきているお母さんたちは、「おはよう。」って「今日も気をつけて行ってらっしゃい。」って皆そういう声かけをしてくださってますし、今日は可燃物の、燃える日のごみの集積、集める日だとか、今日は不燃物のごみの集める日だとかいうのも、環境問題に関しては子どもたちも各家庭でやらせておりますし、学校でもすごく気を使ってやっていることですので、やはりそういうさびた危険な

看板って言えばいいでしょうか標識って言えばいいでしょうか、そういうものもまずおらほの課だはんでということではなく、役所全体の人たちが一緒になって見に行ってもらって、多分あんまりお金もかからないと思います。子どもたちの安全を守るために。お金を出していただきたいなと思っております。

それからもう一つ、文化センターの駐車場に入るところにですね、飛び出し注意という道路になんかこう絵を描いているものがありましたけれども、多分1年以内だと思いますけれども、半分ちかく消えてしまっているんですよ。

道路に漫画を描いて表示する、あれはあんまり……一生懸命やってもらったとは思いますが、注意しているその物も少し工夫していただきたいなと思っておりますので、それは多分道路に描いているので土木課の担当ではないかと思うんですけども、本当に小さいこと、たくさんまだまだありますけども、こういうふうにしてたくさん歩いてみれば、本当に子どもたちの安全を確保するために、この辺についてはお金使ってもいいんじゃないかなって思うことが多々ありますので、どうか市長の考え方をお聞きしたいと思います。

それにもう一つ、駅前辺りの繁華街に、飲食店街にサラ金の看板を途中まではがしたり、自動車の安く売っているその業者の看板を、全部強いのりでつけているので、全部きれいにはげないのではないかなと思っておりますけども、そういうこともありますので、市長、あるいはまた総務部長が指揮をとってやっていただけないものかどうか、市長はみんな連携してやっていくというような話をしましたので、市長、何とか少しお金を出してでも子供たちの安全を守っていただけるかどうか、一つお答えをお願いしたいと思います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

福士議員の再質問にお答えいたします。この看板の件に、看板と言いますか標識の件に関して、かなり、それぞれ例えば教育委員会が適当なのか、土木課が適当なのかさまざま苦労されたようですが、基本的にいずれの課であれ子どもたちの安全を守ることであれば、市としてやらなければならないことであるというふうに考えています。

私は市長に就任させていただいて、職員の訓示の中でも市民のことを第一に考える市役所でなければならないということも言わせていただいておりますし、部局にこだわらず、やはり市民のことを前提として考えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、今後まだ時間はそんなにたっていませんが、ぜひとも今後そういうふうな指導等は続けてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

さまざま細かな、御自身が足で歩いて感じた看板のことについて、御意見よせられましたけれども、いま言われたことをですね、多分旧平賀町時代

からの看板もあるというふうなことでありますので、一回市内のそういうものを全部点検しなきゃならないのではないかなっていうふうに思います。

これは業者に委託するのか、あるいは市役所の職員にそれぞれの自分の区域を決めて回ってもらうのか、そういうことも必要かと思いますが、これからどういう対応ができるのか考えて検討してまいりたいと思います。

先般、まちづくり懇談会で尾上地区へ行ったとき、もうすでに倒れてしまっている看板があるから、あれをよせていただけないかというふうな要請もありました。そういうところはすぐに2、3日あとで片づけるという手段を取らせていただいておりますので、市役所のみならず、いま富士議員がおっしゃられましたように、御気付きの点があれば市のほうに御連絡いただければ直してまいりたいなというふうに思っております。

総合的なことに関しましては、市として一度はそういうふうな不要な看板とか、看板というか標識とか、あるいは見えなくなっている標識等がないかは、点検してみなければならぬことだというふうに思っております。

あとは、サラ金の看板の指揮に関しては、総務部長、なにか……もし答えることがありましたら。

○議長
○建設部長
(櫻庭正紀)

建設部長。

いま御指摘のものについてはやはり、屋外広告物になるだろうと思います。いま指摘されているのは許可を得ていない不法な看板ということになると思います。ましてや、恐らくNTTか東北電力柱につけているということですので、そういう電柱の使用者のほうでは順次巡回をして指導あれば撤去、針金でかなり丈夫についてるものもありますので、いずれにしても許可を取った正式なものではないというふうに認識しております。

なかなか、業者のほうに連絡しても私どものほうではないとか、いろいろ逃げ口上ありますので、その辺についても非常に苦慮しているというところで、警察当局とかそういうのと連携しながら排除しているというところでございます。

○議長
○18番
(富士恵美子議員)

18番、富士恵美子議員。

アメリカシロヒトリはもう発生して、駆除が光城団地の街路樹に散布したようですけれども、アメリカシロヒトリはもう発生したんでしょうか。それから大浪線ですか、県のほうだと思いますけれどもそっちらも駆除、薬かけをしたというような話が届いていますけれども、発生したんでしょうか。

○議長
○建設部長
(櫻庭正紀)

建設部長。

発生するだろうということで、先般、光城地区の方には前もって6月の第2週ということで行っております。第2回目の巣になる直前ということで、2回目は7月の下旬から8月上旬に予定しておりますけれども、これについても洗濯物のこととかいろいろありますので、地域の方に連絡をしながら駆除してまいりたいと。

それから国道、道路駆除については、中南のほうにこういう形で平川市も行ってますので、時期的にそういうふうになりますのでということでお

願いをしています。

平川市はシルバー人材センターを使って見直してやっておりますけれども、時期がぴったり合うということでもなかなかいかないと思いますけれども、市民生活課、市民課のほうとも連携取りながら、そういう情報があれば適宜に対応していくと。

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番

(福士恵美子議員)

最後のところにいきます。恒久的残業の対策でありますけれども、この間の勉強会だと思いますけれども、災害の復旧率というのは春先からすごく天候が良くてありましたので、えっ、てこんなに復旧してよかったですねって思っていた方が大半だと思っております。

その分専門職の技術吏員の方については大変、市長がおっしゃってましたように、日中現場に出て帰ってきてから、残業しながらやっていたかなければならないと。そういう状況なのもよくわかっておりますけれども、なにせ毎日なんか聞いてみたら、毎月100時間前後の残業している人が出てきているという話を聞いて驚きました。

まず健康に気を付けてもらわないと大変だなと思いましたが、残業が続けばタイムレコーダーを見ながら、安全委員会に諮りながら職員の健康を見守っていくというような組織もありますけれども、それらのことについては、安全委員会多分今年も開かれたと思っておりますけど、話題になっておりますでしょうか。まずお聞きします。

それから残業代も多くなれば予算がなくて払っていけないので、代替の休暇っていうんですか、それらもやろうとしていると思います。でも、残業残業でいけば代替の休暇はあったとしても取れない状況ですので、さっき市長がおっしゃってましたように、パートなり手伝ってもらう、周りの人から好意をしながら手伝って行って、健康管理に十分気を付けるという話もありましたし、職員の採用の仕方も今後いろいろ気を使って採用していただけるような話もいただきましたので、期待をしながら、安全委員会で月100時間残業しているという、そういうことが話題になった委員会でしたかどうかお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

安全衛生委員会ですね、5月に開催したんですが、前回から早期に開催するという事で打ち合わせがありましたので、その会議の中で、議員のおっしゃった通り、100時間を超える職員が何名かありまして、そのことにも話題に産業医ともですね、どういう対応とればいいのか、なかなか全額残業代を支給できないという部分もありますし、またメンタル的な部分で相談員にぜひ相談できる体制をもっと深めていきたいとか、そういう意味では……そしてまた産業医も去年は、現場の農林課の尾上のほうに行って、直接その相談を産業医が受けたりですね、そういうことについては衛生委員会でも話題となりました。そういうことで御理解をお願いいたします。

○議長

18番、福士恵美子議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため、13時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4席、8番、工藤竹雄議員の一般質問を許します。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

工藤竹雄議員の登壇を許可します。

8番、工藤竹雄議員登壇。

(工藤竹雄議員登壇)

○8番

(工藤竹雄議員)

ただいま議長から登壇の許しを得ました、8番議員、工藤竹雄であります。

今定例会の開会前に、この度の不祥事に対し、議会を代表して田中友彦議長がお詫びを申し上げました。私も報道されています市民の声を真摯に受け止め、市民生活に停滞のない市政運営に努める覚悟でございます。

私の質問は通告してあります、第2期平賀総合運動施設整備事業について、市長及び教育長に答弁を求めるものであります。

この件については、合併特例事業としての適債性を協議し、新市建設計画事業に決定されていることから、反対するものではありません。しかし、市民の関心も高い数十億円の大規模事業を、十分議論が尽くされないままでの方向転換には反対であります。当市の将来像はどうか、厳しい財政状況も見据え検討すべきであると存じます。

議会での市政指摘に対しても、以前と体質改善が見受けられないこと、また行政主義のこだわりが強いことから、議会対策も不備なのであります。これからの社会の変化等を見据えることが大事かと存じます。

また、二元的代表制であることを忘れずに、議論を深まることを願って、質問事項についてお尋ねをいたします。

①として、平成21年度基本計画・平成22年で実施計画の策定（構想・計画）について、十分検討されたことと思ひ、最終判断の結果はどうなったのか。また構想・計画の中で一番の課題・問題点は、どこにあったのかお伺いします。

②として、計画見直し検証について、検証は当初計画の概要（実施計画）を確認後なのか。また計画地の現場も含め、いつごろ計画見直し論をされたのか。その時点で問題点を指摘されたのかお伺いします。

③について、議論不足についてであります。政策的事業は、6月補正までに肉付け予算で対応するとしていました。なぜ、市民の関心が高い大規模事業、重要問題等についてもっと早い時期の議会説明をしなかったのか。議会軽視と指摘されても弁解の余地はないと思うが、御見解をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わりますが、答弁は明瞭簡潔にお願いをいたします。

(工藤竹雄議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

(長尾忠行)

工藤竹雄議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目、平成21年度基本設計、平成22年度で実施設計策定というその構想についてであります。議員御質問のように、平成20年9月議会の答弁では、21年度に基本設計、22年度に実施設計を行い、平成23年度から24年度の2年間でグラウンドを完成させたいという構想・計画を立てていると、当時の市長から答弁なされております。

また、計画通りに実施されなかったことについては、平成20年暮れからのリーマンショックに端を発した経済不況の中で、財政的な事情も変化し、慎重を期したことが実施されなかった要因だと聞いております。

次に計画見直しの検証について。私がいつこの計画見直しを思い立ったのかというふうなことでございますが、私自身、2月5日から市長としての業務を行ってきた中であって、各部局が抱えている重要課題について2月10日から説明を受けました。

御質問の第2期平賀総合運動施設整備事業につきましては、御指摘があったように、平川市始まって以来の大型プロジェクトであり、市民の関心も非常に高いことから、より良い運動施設を整備しなければならないと感じ、慎重に事業検証したいとの思いから、関係課に事業内容等を精査するよう指示したところであります。

次に、議論不足についてであります。第2期平賀総合運動施設整備事業につきましては、これまでも何度か議会で取り上げられてきたと理解しております。また議員の皆さんも一定の御理解はいただいているという認識のもと、平川市スポーツ推進審議会等関係者の御意見も伺いながら所要の手続きをしてまいりました。

具体的には、平成24年度において基本設計を、25年度には実施設計をとりまとめましたが、関連予算案を市議会に提案するにあたり、議案説明会の場でその概要を御説明し、さらに理解を進めるといった手続きがなされなかった点については、お詫びしなければならないと考えております。

今般、私の指示により、担当部局において事業内容を精査、検討した上で、市としての整備方針を固めたことから、議員全員協議会への説明となったものであります。

施設の完成を待ち望んでいる多くの市民、スポーツ関係者の期待に応えるためにも、市議会に対し説明を尽くしながら事業を着実に進めていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。私からは以上であります。

- (市長降壇)
- 議長
○8番
(工藤竹雄議員)
- 8番、工藤竹雄議員。
順次質問をいたしたいと存じます。
確かにいま答弁いただいたとおりで、経済的、将来的な財政の問題で、若干停滞したと。実質的にはどうなんですか。いろんな検討されて、具体的にはある程度検討されて21年度出てきたと思うんですけども、挫折した理由はただ経済だけの問題なんですか。この間恐らく見当もされていろんなこともやってきたと思うんですけども、その点ちょっと教えてください。
- 議長
○市長
(長尾忠行)
- 市長。
いわゆる平成21、2年の実施計画、基本計画のころできなかったというのは、財政的なことがあるのかなというふうに聞いております。
- 議長
○8番
(工藤竹雄議員)
- 8番、工藤竹雄議員。
私も当時の議事録持ってますけれども公債費率の問題とかそれから財政心配してる。そしていろんな方がそのあと質問出て、見直ししなければならぬ状態になってしまったと、私は記録で考えているわけでありまして。
そこで私、ちょっと内容外れるかもわからないけども、教育長にお尋ねをいたします、ここで。教育長は体育関係の専門職、高校なんだかいろんな職を持ってました、どっちかっていうと国体にも出たと、スーパースターでもあると私は思ってるんですけども、そこでちょっとお尋ねしたいのは、将来の人口を減少社会の中で、当市のスポーツ人口の動態というのはどういうふうな見方をされているのか、一つお願いします。
- 議長
○教育長
(柴田正人)
- 教育長、自席で答弁願います。
ただいまの御質問にお答えをします。スポーツ人口を考える上で、その指標となるのは、成人の週一回以上定期的にスポーツを行うものの割合、いわゆるスポーツ実施率といいます。その指標を基にして、いま議員の質問にお答えしたいと思います。
本市のスポーツ実施率と、それから平川市の人口のうち成人の占める割合から試算しますと、平成17年は大体8,000から9,000人のスポーツ人口であります。ここ1、2年がですね、本市のスポーツ人口のピーク、大体1万1,000程度になろうかと思えます。
その後、平川市の人口減に伴い徐々に減少するものの、10年後の平成36年ごろまでは大体1万人を確保するというような動向になっていると思います。以上です。
- 議長
○8番
(工藤竹雄議員)
- 8番、工藤竹雄議員。
いろんな新聞報道もされて、皆さんも御承知のとおりであります。この人口減少については私も何度か質問しておりました。ここ2、3年大体、県の平均が1.3。当市は1.27から28ぐらい。ということでこれから10年見てもそのぐらいのことになるだろうと。その人たちが20年後でもまた頑張つて、1.3なのかそれか2.0なのかそれはわかりませんが、結婚適齢期になっても大体1.27か28の人が該当するということになるわけでありまして。

それはそれとして、市長に今度お尋ねをいたしますけれども、5月の26日の全員協議会の市長の説明で、「総合運動施設用地として取得した土地すべてを、本来の目的どおり一体的に整備するべきではないかと疑問を感じた。」と。「長期的な視点で全体計画を見直す。」と申し述べております。その疑問を感じたとは一体どういうことなのか。先ほど答弁されたと思うんですけども、もう一度、御見解伺いをいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘の、「総合運動施設用地として取得した土地すべてを本来の目的どおり一体的に整備するべきではないかと疑問を感じた。」と議員説明会で申し上げましたが、そのことはですね、日本マイクロニクス駐車場用地を事業計画区域から除外して、このまま使用許可の更新をするとすると、目的外利用として懸念されることであります。

事業計画区域の中に目的外利用の部分が存在しますと、各種土地利用計画の許認可において問題が発生しないのか再確認をいたしました。その結果、農地法、農業振興地域の整備に関する法律及び土地収用法に抵触することが判明しましたので、ぜひともそれは避けたいと思っております。

また、平成10年度当時の用地交渉の際には、関係地権者の皆様より総合運動施設整備の事業趣旨について御理解をいただき、用地提供に御協力してもらった経緯がございます。

総合運動施設整備をお約束して用地を譲り受けたわけでありますので、その意志に背くことのないよう事業をやり遂げたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番

(工藤竹雄議員)

私もこのことについて、一応熟考のときに勉強させていただきました。いまの質問でいくと法律に抵触するんだと、そういう私も認識を得たところであります。そういう中で、先ほど市長が説明いたしました見直し論の2月10日ごろになるわけですけども、じゃあなんでその場所を貸したのかという問題になるんですよね。駐車場ですね。

これはちゃんとした項目があって、最低でも1ヶ月前ということになる。いまの理論的見直し等を考えた場合には、当然今年、今年とさえいいのかな、4月1日からスタートするそれについては、私は使用の許可する必要性はなかったのではないのかな。更新許可ですね。なぜ許可したのか。私、ちょっと疑問なんですけれども、その点、教えてください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

今年の許可をなぜしたのかということではありますが、これは、いま法律的には借地借家法がございます。大体いままで継続的に、家なんかもそうですが、土地もそうですが、貸し付けしている場合にはそれぞれの借りる側の権利もございまして、1年くらい前から申し述べなければなかなか、そういう出ていってくれとかそういうふうなことはできないというふうな

あれもございまして、今年度は貸付けしながら、その間にほかのところの駐車場を探していただけるようお願いをしなければならぬという、そういう経緯がございましたので、今年度は駐車場として貸付けするというような経緯がございました。

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番

(工藤竹雄議員)

この件は、いずれにしても毎年更新であります。そしてその条件にもちゃんとうたってるんですよ。30日前。いつでも渡してくださいよと。市でいろんな事業やるときには返さなければならないと。いわゆる財務規則にちゃんと載ってそして使用させてるんです。だから時間的に言ってもないわけではないですよ、考えてみると。合併して当時あのときも、私も承認した経緯があつて、それが正しかったのか、いまでも自分でも責任を痛感してる部分も正直言ってます。

いま新しく市長が就任して、これに着手したらこういう問題が出てきたと。ただ2月に担当課に見直し、どういうところが問題なのかということでやれば、当然許可できなかったと私は見てるんですけども、やむを得ない事情と言えはやむを得ないかもわかんない。普通30日で契約になんてありっこないですよ。でも、規則ではうたってる以上は、やっぱり厳守するのが、いくら優秀な企業であったにしても、守るのが私は逆に言うと大企業の私は使命ではないでしょうかと思うんですが、その点どう思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

先ほど御説明いたしましたとおり、2月5日に私は就任いたしまして、10日から各部局の説明を受けました。その中であつて、その総合運動施設の実施計画を見せていただきました。そうすると、その中にマイクロニクスに貸付けしている駐車場を除いた形の設計書がありましたので、これはおかしいのではないかと。

ですから、農地法なり土地収用法なりそういうのに違反することはないのか見直しを、ちゃんと調べるように指示をいたしました。ですから、その中であつてさまざま法に抵触するようなことが出てまいりましたので、これではいけないと。

また合わせて、あそこの土地そのものは運動施設として取得したものであるから、もっと運動施設に供するような形での設計等をしなければならぬのではないかと考えて、その見直しの指示をしたわけであります。

確かにマイクロニクスとの駐車場の契約は、更新時の一ヶ月前に契約するというような、更新をするというようなことがなされておりますが、ただそういうふうな2月わかって、最終的に実施計画が出てきたのが3月20日であります。

ですから、なかなか時間的な余裕がなかったことと、そこからすぐ駐車場の工事に入るわけではありませんから、駐車場の契約を切ってすぐマイクロニクスさんにいまこの駐車場を使っちゃいけないよという、そういう

ふうな形をとることも、また先ほど申し上げました借地借家法に違反することになるのではないかと。そういうふうなことがありますて、いま使ってもらっている間に、ほかのところを探していただきたいというふうなことで説明していったわけです。以上です。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

これ以上議論しても相手の方も大変だろうし、こっちのほうも市としても大変な部分もあるのはわからないわけではございません。合併して少なくとも8年間貸しているわけですよ。違法にしても当初は。最初は。ということは企業としては当然自助努力されなければならなかったんだと。許可条件にそう書いてる以上はね。もっともっと危機感を持って。私は事態を考えていただければなど、それらのことが欠陥にあったから、いままでずるずる持ちつ持たれつつ、雇用の関係いろんなのあるでしょう。そういうことになってしまったと、私はそうしております。

それでこれもまた、説明の中で私、お尋ねをするんですけども、グラウンドの譲渡の問題、要望書ございますけれども、これについて何か先に弁明あるならば弁明を聞きたいと思います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

いま弁明をお聞きしたいというふうなことですが、グラウンドの問題と言いますと、申しわけありません。もう一回、御質問いただけないでしょうか。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

グラウンドの問題って、企業から敷地の譲渡の問題あったでしょ。譲渡の問題上がってるでしょ。駐車場の代わりにグラウンド上がってる、それ許可するわけですよ。要望書が来ているわけですよ。

いわゆる駐車場の代わりにグラウンドをとということで、これ市長、市のほうから提言されてる問題ですよ。さぎにそれを見て、弁明はないですかってさぎに、質問します。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

先ほど申し上げた駐車場のことについてですが、いま使っている駐車場は使えなくなるということで、こちらのほうから企業のほうに、いまある運動平賀グラウンド、新しい運動施設ができますと、陸上競技場、それから多目的広場にはソフトボール2面、または1面野球もできる。そして今日、グラウンドゴルフの大会やっていますが、500人規模のグラウンドゴルフができるようなそういうふうな多目的広場ができてまいります。

ですから、必然的にいま使っている平賀グラウンド、そこが空くことになるんで、話をスムーズにするためにはそちらのほうを駐車場にしていたらどうかという提案をさせていただきました。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

なんとなく質問のいい材料になったなど。私はそういうふうに感じてるんですよ。なぜかっていうことは、これ条件みんなありますよね言わな

くても面積、金額から言っ。議会の同意が得なければできないんですよ。同意する、かける前にいっちゃこういう文書であって果たしていいのかっていうのは私、疑問視してるんです。

そりゃ意味わかりますよ。行くところないからこっちのほう代替え地でやる。これがだから、ここら問題あるんですよ。いま答弁あったように。何か与えてやらなければ大変だろうからってそれ意味わがるんだけども、さっきから言っているように。

ですからこういうどごも議会の対象になる、いわゆる議会軽視になるんじゃないですか。ですから私、最初から弁明ないですかって尋ねてるんですよ。当然、議会の承認なければ今回まだ提案されていませんけども、そういうことなんですよ。その点についてはどうですか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

もちろん議会の同意を得なければ、この問題は解決していきません。ただ議会に諮る前にさまざまな動きをした中であって、それで議会の御理解を得ようというようなことで、先般、全員協議会で説明をさせていただいたわけでありませ。

ですから、なんとしても議会の皆さんと御議論を重ねながら、どういうふうな方向でいったほうが総合運動施設、これからつくっていく中であってベストな方法なのか、これはもちろん議論していかなければなりません。

ですから、その元として提案させていただいたっていうのが前回の全員協議会での説明でありますので、これから議論が始まっていくものと思っています。

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番

(工藤竹雄議員)

本当はこの本定例会に提出される問題でありましたけどもね。全員協議会でおかしいんじゃないかということで今回見送ったと。見送った部分ではいまのような状態にもあるんですよ。こういった状態もありますから、恐らく提出できなかったと私は逆に言うと解釈してるんです。

私は壇上で言ったように、これ反対してるわけじゃないんですよ。ただそこまでくる部分のいろんなこの問題があって、私は意見を述べてるんですよ。

確かに通告して、6月の5日ですか、再度説明あったんだけども、そのとき聞いて、ある程度みんなわかったんですけども、それあくまでも通告前のことであって。

ですからこういう私の質問も、厳しいわけではないんだけども、普通の法律に従って私はいま求めてるだけであって、いつも言ってるように、3月も言っていました、是々非々ということ。いいものはいいいし、へば尋ねることは尋ねなくてはならないというのが、私のこれまた基本姿勢であるんだということも一つ理解をしていただきたいと思います。

それでこれからの施設っていうのは、ちょっと雑になりますけれども、私も11年ですか、11年の12月からの合併前の議員でございます。そのとき

はいろんなやって、箱物までは全然だめだった。これなんとかお願いしますよと、ほとんど箱物はみんなできない時代でした。

それから、仮に見ても、15年。恐らく11年ですか10年ごろから厳しくなったと思うんだけど、そしていまこういう施設もだんだんそういう傾向になりつつあるのではないのかな。最初の人口の問題、減少の問題も話してね。もともと厳しいこの検証をしていかなければならないのではないのかな。当然、これから維持費の問題もかかってくるわけですよ。

これから見直しして当初予算にあった経費、恐らく最低でも40年、グラウンドでも見ると思うんですけどもね。それに合わせた計算で、この維持費計算した場合、どのくらいの誤差ってばいいのかな、なにがすった。まだ試算しないかもわかりませんが、できる範囲でちょっと出しているだけませんか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

40年後までのその経費の試算ということではありますが、そこまではやられてはいないと思います。ただ、先ほど議員が教育長に質問されたように、これから将来的な人口減少社会にあつての人口動態、あるいはスポーツをどの程度の人が活用したり利活用するのかということ考えた場合であってもですね、将来的な健康寿命等を考えていった場合、運動していくことに越したことはないわけで、そういう健康増進・延伸と言いますか、いわゆる健康寿命を延ばしていくためにも、運動施設を活用しながら市民の皆さんが積極的に健康増進に努めていただく、そういうふうな場を提供していくこともまた大事ではないかなというふうに思っています。

先ほどグラウンドゴルフの話をしました。今日は331名の県内からの選手の皆さんが来て、グラウンドゴルフをもう終わられたのかな、やっておられました、ぜひとも500人規模、あるいはそれ以上の大会にしたいというふうな県の会長の祝辞のあいさつもありました。それは平川市はできると。そうなった場合は、やはりいまのグラウンド等を使った大会では足りないわけで、これから総合運動施設ができてきた場合は、そういうふうな大会にも供することができるというふうに思います。

将来的な、確かに人口は減ってるもスポーツ人口そのものがそんなに減るといふ予測ではありませんので、その辺のところ御理解いただきながら、この施設整備についてはそういうことを御理解いただいて、いままで御議論してきてつくるといふようなことできたというふうに私は理解しておりますので、なんとか議会の皆様方の御同意も得ながらこれから進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長

○8番

(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

いろんな市外の人たちもグラウンドゴルフ、ゲートボールにも来てる人もいるでしょう。それはいろいろ喜ばしいことであるし、非常にどこの市町村でも財政的にはみな厳しくなっていると。それを利用してうまくいま、この近辺でも津軽広域ございますよね。それとおんなじでね。こういう施

設もそれど競合するてばいいのがな、併合するてばいいのがな。そういうような考え方もあってもしかりじゃないのかな。お互いに、財政的によくなるだろうし。

ただ、どっちかという、なんて言えればいいのかな。市民の声というのはどうしても強くてね。これ欲しいあれ欲しいとみんなそこになってしまいうんだけど、そういうことも考える方向性あってもいいんじゃないかと私はそう思うんですけども、市長、その考えについてはどうですか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

工藤議員がおっしゃられますその広域的な考え方については、私も賛成でございます。やはり広域的な中であって、それぞれの市町村における役割分担というのはあってもいいのではないかと思います。ただ今回の運動施設に関しましては、そういう御議論を経た上で平川市でつくるという第2期の工事計画に入ったというふうに認識をしております。

そういうことで議会の御理解をも得て、基本計画・実施計画に入ったという認識のもとで私も作業を進めていただいておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長

○8番

(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

これから上がってくる部分、できれば私もこの議会でね、私の考えてばいいのかな、これもまた一つの参考にさせていただいて、それも言ったように反対ではありませんので。合併協議会で決まったものであれば反対というわけにも、それはいきませんので。

ただ、みんなそういった関係で財政厳しくなってるから、箱物はだめ。例えばこういう公共施設でもね、だんだんそういう方向にもなりつつあるんだという私の単純な考えかもわかんないんですけども、含みいただければなど。

健康増進のためという問題もある。ここ市民運動会2年、3年ぐらい、やっております。それも大きな問題にもなるかと思えます。せっかくグラウンドあってもそういう大きな大会、ただ小体連とかいう、よそから来るんじゃないかって、自分たちがそういう場をよそに使われるんでない、自分たちの場が優先的に使ってこそ、私は価値観があるんだと。

ですからその施設があんまり偏らないで、1日、なんでもいい。いま多目的の部分まだ決まってないようですけども、一回でも二回でも回転、サイクルすることによって経費もまた安くなるだろうからさ。

前の答弁でなんぼかな、2,000万とか3,000万とかってというような経費を答弁されてたような感じが私、持って中身忘れましたが、そういうような私、感じがしていました。そういう点も含めて、最低でも40年はもつだろうと。悪くいくと50年はもつだろうと。そういうなどごでいくと、やっぱりその点もね、十分考えていただきたいなとそう思っていました。

それで最後のほう、3にいくんですけども、やっぱりこの問題についても、市長の基本姿勢っていうのは対話と実行でありますね。そういう中で、

私はあの、どうだろうね、時間は本当になかったのかな。説明するに。私は十分議論する、説明する時間があったんじゃないかと思ってるんですよ。忙しい、多忙の中でもね。あったんじゃないか。そういう中で、私はただ、審議員とか、例えばただ団体とか、そういう問題じゃなくてね。やっぱり市民というのは、なかなか地区では会議開けないんだけど、行政委員のね、意見を聞く。私はそこに市長の対話と実行というのが出てくるんじゃないかと思ってるんだけど、その点についてはどういうふうに思っていますか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

私自身の基本的な政治姿勢は対話と実行、確かにそのとおりであります。市民の皆さんと対話する、議会の皆さんと対話する、そして市の職員の皆さんと対話するというようなことで、その話の中から市の将来性を探っていく、また見つけていくというようなことで、基本的な、政治的な考え方としてやっていきたいと思っております。

いま市民の皆さんと、まちづくり懇談会でいろんな意見を交換させてもらっております。市の職員の皆さんとも、いまは係長級の皆さんと私と副市長で意見交換をしながら、いま抱えている課題とか、あるいは市の将来像について、いろんな形での意見交換をさせていただいております。ただ議会の皆さんとも、さまざまな形で意見交換しながら一緒に進んでいきたいなど。

先ほど議員おっしゃられましたように、二代表制といういまの政治形態の中にあっては、議会を無視するというようなことはまったくできないことでもありますし、そういう話合いの中、積み重ねの中からこういう政策を進めていきたいという、その考え方に変わりはありません。

今般の問題をなぜ途中で、全員協議会の前に説明しなかったのかというようにございましたが、先ほど往来繰り返しておりました、2月の10日以降説明を受けまして問題点をピックアップしながら、3月の予算議会、そこで骨格予算と肉付けとを分離させました。

この問題は、肉付けということで分離して見直しをかけながら考えるというようなことでありまして、実施計画の図面ができた段階で皆さんに説明するのがよろしいのかなと。そういうふうな考え方もありまして、説明が遅れましたということは……。

できた実施計画をその当時は、見直しをかける指示を出しておりますので、見直しをかけるのを皆さんに、議会に提出するのはいかがなものかなということもございまして、そういうふうな提示ができなかったというふうなことでございまして、そのところはお詫びを申し上げなければならぬと思いますが、御理解もまたいただきたいなというふうに思います。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務

局長 (芳賀秀寿)

先ほど工藤議員、維持管理経費ということで、40年という長い期間を見ながらという説明でございましたが、現在ドームにつきまして年間2,800

万程度の維持管理経費になっています。

ですからこれから整備する施設は、市としては陸上競技場とそれからソフトボール場を兼ねた、野球場を1面兼ねたソフトボール場2面の主な施設はそのようになっておりますので、仮にナイター照明の一部を整備するとすれば電気料はかかっていきますが、その他広い敷地の管理の草刈り等の管理費がかかっていきますので、そういった形でいきますと、年間では維持管理経費1,000万から1,200万程度で間に合うのではないかと思います。

ただし陸上競技場が、いま想定していますのは全天候型でございます。これは年々劣化をしていきますので、20年、25年たちますとまた張り替えということが出てくるかと思っておりますので、そのときはまた、年間の維持管理経費ではないにしても、そういった経費も計画的に見る必要はあるということでございます。

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番

(工藤竹雄議員)

大体答弁いただいて、聞くこともないのかなと思ってもしましたが、一応譲渡する理由として私ども説明受けてございます。けれども企業だけが税金納めてるわけではございません。もう答弁はいただいているんですけどもね。

要するに26年度の予算1億2,711万6,000円、これ市税の法人見込みの金額であります。法人の数が301社でございます。ということは考えてみると固定資産税はわかりませんが、ただ市税の関係で。そうすると考えてみると、この一企業の問題でこういうことをなさってもどうなのかな。

どうしても行政は最善を尽くしたと。そういうふうな解釈するかもわからないけども、見方によっては優遇措置なのかな。本当にこれが公正で公平であったのかな。偏りのない行政なのかなと、こごさ持ってくるとこれも大変なことなんだけれども。優良企業だからやむを得ないです。さっきがら答弁もらってますけども、こごのこう考えるとどういうふうな御見解を持っていますか。こごの部分だけ、質問に対しては。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

マイクロニクス一社に駐車場を貸付けする、あるいは今回代替地としてグラウンドを売却するというふうな話を全員協議会の中でお話しさせていただきましたが、一社を優先するというふうな考え方ではございませんで、いままでもこのマイクロニクス社を誘致企業として、旧平賀町に誘致してきた中であって、法人税あるいは固定資産税、あるいはさまざまな形での誘致企業としての、平川市にとってのメリットがございました。

現在も社員約550名のうち約4割は、平川市に住所を有する社員が働いております。そういう雇用の場の確保、あるいは定住人口を増やしていく、そういうための中での一翼をここの企業が担っているというふうに理解しております。

ですから今回、いままでもそういう意味から、例えば総合グラウンドの用地として取得しましたが、当時は計画がなかったというようなことで駐

車場としてお貸ししてきたという経緯もあると思います。

もちろんある程度の問題と言いますかね、発生したのは昨年の9月に土地開発基金から、いわゆる教育財産として市が取得したことになります。その時点から、ある意味で問題が発生しているわけでありまして、この辺のところは理解の不足があったというふうにも聞いておりますが、ですから、そういう形ですべて違法的な形できたというようなことではございませんのは、その辺もまた改めて理解していただきながら、決して一社だけを優遇するというようなことではなくして、たまたま近くにそういうふうな土地があつて貸していただけないかということで貸し付けをしたという、そういうふうな経緯があつたということを理解しております。

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番

(工藤竹雄議員)

最後になります。長尾市長はこれからも平川市発展のために、恐らく何十年もこの職に就くだろうと、私はそういうふうな見方をしているわけがありますけどね、そういう中で今回は将来見据えてこの体育館の問題。

私はさらに平賀の農村環境改善センター、これも体育館といぐらも逐年していくと、いくらも差がないんですよ。恐らく。そうすると将来的にはいま言ったみたいに、平賀総合運動施設、スポーツランドひらか、それも合わせた周辺の開発ってばいいのかな。これの御見解、就任された、まだそごまで手付けでないかもしれないけども、いずれにしてもそういった部分もまた出てくるわけですよ。その点についてはどういうお考えでしょう。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

総合運動施設としての計画そのものは、いま用地取得している中にすべて収まるのではないかなというふうに考えております。駐車場部分を今回除くというふうな見直しを提案をさせていただいた中であつては、体育館は築、あすなろ国体のとき、前に建てられまして、35年以上経過しております。

もちろん、体育館をどうするかという見直しの話も考えていかなければならないんでありますが、いまの用地取得の状況からいくと、いまマイクロナクスさんに貸し付けしてある駐車場がなくなるというようなこととなりますと、十分体育館用地も確保できるのではないかなというふうに、いまスペースの中に考えております。

ただ体育館に関しては、これから議会の皆さんといままでお話ししておりますので、将来的なことを見据えた中で議論をして、どういうふうな形の体育館が、もしつくとすれば必要なのか、どういうふうな規模から、内容から、検討した上で議会の皆さんと議論を重ねた上で進めていかなければならない課題で、これは長期総合計画の中に組み込んでいかなければならないのかなというふうには思っています。

ですから、即その体育館をどうのこうのというふうな御議論には、いまずみませんが。ただ少なくとも、いまある駐車場を駐車場でなくして陸上

競技場を建てるとすると、後ろのほうのスペースも空いてまいります。

○議長

先ほど工藤議員がおっしゃられましたように、市民の運動会等をやった場合にしてでも、各町内会の皆さんがテントを立てるような場所も確保できます。その上でなおかつ、多目的グラウンドの中に、一角に体育館の用地を確保できるという状況にあるというふうに認識をしております。

8番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。

14時まで休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第5席、13番、齋藤律子議員の一般質問を許します。

齋藤律子議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

自席において齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○13番

(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

議長より一般質問の許可がありました。13番、日本共産党の齋藤律子です。

それでは通告に沿って一般質問を行います。

まず1番目の質問は、平川市長選挙における公職選挙法違反、並びに市社会福祉協議会やグループホームの事件報道についてお尋ねをいたします。

1点目は綱紀肅正に対する取り組みについてお伺いをします。今議会は、長尾市長が就任し2回目の定例会にあたります。一時間の時間制限が課せられている貴重な一般質問は、本来ならば新市長の公約やこれからの平川市発展につながる政策に対して議論を重ねていくべきところですが、3月定例会に続き長引いている、2014年1月26日投開票の平川市長選挙における公職選挙法違反事件に対し質問を再度することになりました。

現在、市議会議員20名のうち9名が逮捕されるという異常事態となっています。今回ほど県内外から電話やメール、手紙などたくさんの声がよせられた事件はいままでにありませんでした。

とりわけ、5月末からの全国的なマスコミ報道は、平川市出身者にとっては出身地を堂々と名乗れない事態となっているようです。

ふるさと平川市へ荷物を発送しに郵便局に行ったら、宛名を見た郵便局の職員が、「テレビで有名な平川市ですね。」と言われたり、関西に住んでいる旧尾上町の出身者は、知り合いが選挙問題を研究している研究者を連れて、「事件の背景につながる平川市の土壌について、どんなところか教えてほしい。」と訪問を受けたと嘆いています。

日常生活においても精神的にも平川市出身者であることに重圧を感じ、ふるさとに対し誇りを持つことができない日々を送っているそうです。

市長選挙にまつわる一連の事件報道は、市議会の信頼を失墜させたこと

のほか、公職選挙法違反という事件の性格上、平川市のイメージとして民主主義の欠けた前近代的な土地柄、これは関東圏に住む友人からメールで送られた文言です。前近代的な土地柄として全国的に定着し、大きなダメージを受けることになってしまいました。

また、市長選挙後報道された市社会福祉協議会で、前年に起きたセクハラ事件を内密にしていた記事や市内の某グループホームの不祥事など、平川市が腐敗しきっているかのニュースが相次ぎました。この腐敗という言葉は今回寄せられた声の中から使わせていただきました。

市社協の会長は元平川市長であり、某グループホームの長は元平川市議会議員だったために、なおさら市民は政治家に不信感や不快感を持った模様です。

政治の方針や政治家・役人の態度の乱れを正して厳格にすること、このことを辞典では綱紀肅正と書いています。政治家の態度の乱れ、政治家だった人の乱れ、社会的に影響を持っている人の乱れ、こうした乱れを払しょくするためには、相当の努力が必要です。

公職選挙法違反という多数の逮捕者を出した市長選を戦った御一人として、腐敗事件とは無縁な平川市を目指す使命が長尾市長には課せられています。市長は綱紀肅正に対しどのように今後取り組むつもりでいるのかお伺いをします。市長、答弁をお願いいたします。

2点目は企業や団体との係わり方や天下り人事についてお尋ねをいたします。この天下りに対しても、もっと良い表現がないか調べましたが、広辞苑にもこの天下りしか出てまいりませんでした。

公職選挙法違反事件を機に、市民は市政に対し厳しい目を注いでいます。平川市議会の初代議長が社会福祉協議会の会長になったり、初代市長が社会福祉協議会の会長になったり、補助金や事業の委託を受けている社協や公共的団体である商工会、碓ヶ関の道の駅などに平川市の退職職員が採用されるなど、天下り人事が行われていると市民は訴えています。

市民はこうしたやり方に対し、「いったいどのようになっているのか。」という声をあげています。このほかにも入札に参加している企業から寄付を受けていたこともありました。今後、改善をしなければいけない課題が山積みだと考えています。

企業や団体との係わり方、天下り人事について、市長はどのように考えているのかお知らせください。以上、答弁をお願いいたします。

市長。自席で答弁願います。

齋藤議員の御質問にお答えをいたします。

当市内で起きた一連の事件に関しましては、まことに不名誉であり、また非常に残念なことだと受け止めております。

市政を預かるものとして、このような事件が二度と起きないよう啓発に努めてまいります。

法令遵守はもちろんであります。私にできることは、市民のため、い

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

まなすべき職務を職員とともに、誠心誠意、身を粉にして働く以外、その信頼を回復する術がないものと思っております。

現在、市内の集会所において「まちづくり懇談会」を開催し、市民の皆さんと意見交換をさせていただいております。私はこのように市民の皆さんとの対話を通じ、相互理解を深めながら誇りの持てる平川市をつくりあげてまいりたいと思っております。

また、保育料第2子以降の無料化をはじめとする子育て支援事業、あるいは民間主導ではありますが木質バイオマス発電事業など、平川市で行われている先進的な取り組みのほか、市民の活躍等、明るい話題を積極的に発信することにより、市のイメージアップにつなげたいと思っております。

次に企業や団体との係わり方や天下り人事についてであります。企業や団体との係わり方についての質問であります。市民の幸せにつながるような行政施策につきましては、お互いに連携して進めていかなければならないと考えております。

退職職員の再就職については、市のほうから退職職員のポスト、いわゆる天下り先をお願いしているようなことはございません。ただし、団体側のほうから、事務に精通した人の推薦をお願いされた場合は、それにこたえることはございます。

なお、地方公務員法の一部改正等により、退職管理の適正確保といった措置が今後、2年以内に施行されることになっております。その主な内容は、元職員による働きかけの禁止、二つ目として再就職情報の届出、3点目として不正な行為をするよう働きかけた元職員への罰則などを設けるといったものであります。

当市においては、このような改正を踏まえ適正に運用してまいります。

企業からの一般寄附金については、その御厚意を尊重して受領しているところであります。法人が支出した国または地方公共団体への寄附金については、法人税の寄附控除の対象となることなど、問題のない行為だと思いますので御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

いま綱紀肅正に対して、市長から決意をいただきました。二度とこういうことがないように。このことは何回聞いたのでしょうか。どうしてこういう事件が起きるのかと。

二度とこういうことがないようにということで、平川市でどうしてこういう事件が起きるのかといろいろ考えてみました。ところが、2008年の12月末に新聞報道された……、紅白のワインセットを贈ったと。これは当時の外川市長であります。外川市長もやっぱり、二度とこういうことがないように気を付けると。

任期があれですので、いなくなってしまうわけですが、やはりこういう体質というか、そういうことがどこかにやっぱり残っているのではないかと。ですから、今回の公職選挙法違反もそうですし、やっぱり政治に携わ

る者は襟を正して臨まなければいけないと。そうしないと信頼が失墜してしまって、全国にいる平川市出身者が大変恥ずかしい思いをしている、肩身の狭い思いをしているということです。

先ほど原稿を読みましたら、「本当か。」ということでしたが、本当であります。もっとも声が寄せられ、民主主義の問題も指摘する友人もおりましたし、それから隣の奥さんから思い出したかのように「平川市でしたよね。」と。やっぱりそういう声をかけられると。「平川市ってどんどころ。」と。「こんな事件が起きているんだから、どんどころなの。」とそういうこともよく聞かれるそうです。その研究者を連れてきたのにはびっくりしたと。大変長い電話になってしまいましたが、もし本当でないと疑っている方がおりましたら、その方の許可を得てお話していただいても結構です。

ということで私どももやはり、市議会がもう一回信頼を回復するためにも、市長とともに頑張らなければいけないと、改めて決意をしたところがあります。

企業と団体の係わり方や天下り人事について。

まず寄附を受けることも問題がないということ。それから、団体のほうからその事務に精通した者が要求されたら、それは市で考えるということですが、市からの願ってその団体のほうに行ってもらおうということはない、ということがわかりました。

ですが、やはり市民の目は厳しくて、そうは見えていないわけです。近ごろ随分とそういう人事が増えているんじゃないかということでもありますので、やっぱりその各団体では、その事務に詳しい、そういう事務に精通した人材を育てることも必要ではないかと思いますが、その団体のほうに市のほうから紹介してやる場合にはですね、それは何年とか、それから条件とか、そういうのはどうなっているのでしょうか。申し合わせみたいなものもあるのでしょうか。

市長。

まず齋藤議員に先ほどの当市内で起きた一連のことに关しまして、もう一度お話をさせていただきたいと思いますが、まことに残念なことでありますので、これからも、決して今度は、二度とというふうなことは何回も聞いたというようなお話でございますが、まさに二度とこういうふうなことが起きないように透明性を確保しながら、公正公平な見地の下に市政を運営してまいりたいと思っておりますし、また、議会の皆さんともいい意味での連携を取り合いながら、二元代表制としてのいまの政治形態のあり方を高めていかなければならないというふうに思っております。

次に天下りのことでありますが、何年というふうな決まりがあるのかというようなことでありますが、私はそういうことはないように思っておりますが、細かなことに関しましては、部長のほうから答弁させていただきます。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。
市長が、天下りというかポストですね、希望があれば市のほうから紹介しているということですが、それについては皆様が一般的に御存知な、その情報ですね、いつ退職したとか、最終的なポストはどこであったとか、そういう部分についてお知らせしているわけですので、人格とかですね、そういうことについては、こちらのほうでは関与してはおりません。

ただもう一度言いますけども、最終的に退職した年数、それから最終のポストですね、そういうことについてはお知らせしております。以上です。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。
ちょっといまのものはわからないんですが、その市のほうから退職した、例えば今年の3月退職をしました。どういう部署で働いていたか、そういうことをお知らせするということですね。

じゃあその、行った先の団体なりで何年とか、65歳までとか、68歳までとかそこによって違うと思うんですが、そういうようなことはあるのかということをお尋ねしているわけです。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。
いま先ほど言いましたとおり、ただ紹介があった場合は、我々はポストと退職年月日と、団体との処遇とかですね、人事に関することについては我々はタッチしておりません。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。
処遇とか人事にはタッチしておりませんということは、紹介はしてあるけどその後は、当人同士の話し合いということになるわけですか。

それはそれでわかりましたが、それではその事務とか、そういう例えば制度とかに精通している人、その団体の。そういうことですが、私は前に本人から聞いたのでは、私はこのところは市役所の職員のとときにまったくやったことがないということも本人から聞いておりますので、そのことはどう受け止めたらよろしいでしょうか。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。
その団体が考えることですね、我々は先ほど言いましたとおりそのことについてはタッチしておりません。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。
なんだか最初はそういう精通した人がまず団体に欲しいとなれば、それを紹介してやると言いましたが、ちょっとこう話が合わないようになってまいりました。

それは平行線をたどるようですので、そういうこともあると解釈してよろしいんですね。やったことがないのに行く場合もあると、解釈させていただきます。それでよろしいですか。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。
議員の解釈で結構でございます。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

それでは2番目の質問に移ります。

2番目の質問は、第2期平賀総合運動施設整備事業についてお尋ねをいたします。4席に質問をした8番議員と質問事項が同じになりますが、答弁をよろしくお願いをいたします。

第2期平賀総合運動施設整備事業については、2014年5月26日開催の議員全員協議会で陸上競技場、多目的広場、駐車場、倉庫やトイレなどの管理棟、その他として日本マイクロニクス駐車場の問題など、当初計画の概要が示されました。

大川前市長時代に基本設計、実施設計が発注された総事業費17億7,928万9,000円のこの計画は、この日同じ日に計画見直しについても説明がありました。

基本設計、実施計画に対する説明や意見を議会側に求めることもなく、いきなり計画見直し案は唐突であり、議会軽視も甚だしいとその時は心から思いました。

2014年5月26日の議員全員協議会の議論から、いまの6月定例会にかけられる予定だった平賀総合運動施設整備事業の変更に係る設計委託料499万円と、日本マイクロニクスの駐車場用地として平賀グラウンドの譲渡要望に関係する議案、平川市運動施設条例の一部を改正する条例案は、市当局は条例案の上程を見送りました。

そこで1点目の質問です。財政的にも政策的にも市民と直結する平賀運動施設でありますから、基本設計、実施設計をなぜ議会に示さなかったのか、まずはお伺いをします。市長、教育長、答弁をお願いいたします。

2点目は、計画見直しについての問題です。

旧平賀町時代に総合運動施設用地として、平成8年に取得をしたと土地に対しては説明を受けました。その用地の一部を平川市となった平成18年、日本マイクロニクスへ駐車場として貸し付けたことに端を問題は発していると思います。

当時の市長は外川三千雄市長であります。市当局の説明では駐車場は1年ごとの使用許可を出していたとの説明でしたが、どのような当時約束、条件で使用許可を出していたのか、どのようにして1年ごと使用許可を出していたのか詳細は不明です。

長尾市長にとっては、計画見直しは当然であります。解明したいのは議会議員としては別のところにあります。実施設計を組むときに、運動施設の用地である日本マイクロニクスに貸し付けている駐車場の問題を解決し、実施設計を組まなければいけなかったのに、それを外して実施設計を組んだことが最大の疑問であります。これが私の指摘する問題点です。市長、このことに対し答弁をお願いいたします。

3点目は、第2期工事の議論はこれから議論の積み上げが必要である、についてお尋ねをいたします。

長尾市長は5月26日の議員全員協議会で、現在ある体育館の建て替えも視野に入れている旨の発言をしました。運動施設の用地は限られています。どこに建て替えをするのか、それによっては日本マイクロニクスが譲渡を希望している平賀グラウンドの用地も必要な場合も出てくると思います。

そういうことから議論はこれから、議論は慎重に、議論の積み上げが必要であると考えています。このことに対しても、市長、答弁をお願いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。自席で答弁願います。

まず第1点目の当初計画について、基本設計、実施設計を議会に示さなかったのはなぜかというふうなことであります。

先ほど工藤竹雄議員にもお答えいたしました。平成24年度の基本設計を受け、平成25年度当初予算に計上して実施設計を発注しております。昨年ですね。なお、平成26年3月に実施設計が完了しましたが、私の方から、いわゆるマイクロニクスの駐車場を外していない、そのままの実施設計でありましたので、見直しを指示しておりますので、その時点での説明はすることができませんでした。

その後、体育協会等の関係者と協議し、その結果、問題点が整理され、その対応について体育協会等の関係者から了解を得られたので、5月26日の議員全員協議会での説明となったということでございます。

次に、駐車場問題を解決せずに実施設計を組んだ理由でございますが、私はその理由に関しては、理解というか了解はしておりませんが、そのことに外して実施設計を組んだことに問題があるということで、見直しを指示したということでございます。

3点目は、確か体育館のことだと思いますが、体育館の問題に関しましては、今回計画している第2期平賀総合運動施設用地に体育館の用地も、もしできるのであれば確保したいというふうな考えは持っております。

ただ体育館に関しましては、先ほど工藤議員にもお答えしましたが、いまの見直しの段階の中であって出てきた、将来的には築35年以上経過したこの体育館も近い将来建て替えなきゃ、耐震の絡みもありますので、建て替えなきゃならないことになるのではないかというようなことで、できうれば運動施設の中で消化した方がいいのではないかというようなことが出てきて、今回全員協議会での話合いの中に入れてさせていただきましたが、詳細のついては、じゃあその体育館の規模をどうするのか、あるいはどういうふうな目的を持った施設にするのかというようなことに関しましては、これから議論を重ねて長期総合計画の中に組み入れながら、議会の皆さんの御理解を得て検討していきたいなというようなことでございます。以上です。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

それでは、基本設計、実施設計を議会に示さなかったのはなぜか。この問題は長尾市長に聞いても無駄なことだとは私もわかっております。長尾

市長と教育長も新しく来た方ですので、この議会に示さなかったのは前市長の時代であります。それで、できていたということで、私ももっと早くやっぱり情報を提供してほしかったなということでもありますけれども、この問題が発覚してからその基本設計、実施設計なるものを見たいということで申し込みましたら、こういう1ページが出てきました。

これでわからないかとかうおっしゃいますけども、図がぼやけてですね、なんかちょっとこれが基本設計とか実施設計なる本物ではないということは、私もわかりやすいようにコンパクトにまとめてくれたんだと思いますが、ぼやけて字も、このカラーの図が読めません。なんという……なんて言ったらいいんでしょうか、私たちもいろいろ大きな工事をやる場合に基本設計や実施設計のときには説明を受けたりしています。

かなり高額な事業ですよ。そういった場合にそういうので示されては困ります。いまの市長や教育長に聞いてもわからないんです。一番知っているのは教育委員会事務局長だと思うんですよ。いきさつもね。全部。もうあなたはこの時からいまもいるわけですから、一番説明ができる方だと思っております。

でも今日は、市長がお答えになるということを知っておりましたので、私もなんかとても、市長になってからわかったことを答えられるだけで、あとを聞いてもいまも、答弁で納得しないような御意見でしたので大変あれですが。

本当にこれが基本設計、実施設計なのか。その当時なぜ見せなかったのか、お答えできる方がおりましたらお答えください。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀秀寿）

齋藤議員が求めたものに対してお渡ししたものは、基本設計のいわゆる本物です。

ただし、いま私ども基本設計の段階で受けましたのは、齋藤議員お持ちのものは平面プランにつきましては、いささかも変わりはありません。

A案・B案・C案、3案ございますが、いささかも変わりはありません。

それぞれ実は、拡大したものはA案に1枚、B案に1枚、C案に1枚あるんですが、A案・B案・C案、1枚に比較できるものということで一応、齋藤議員には1枚ものということでお渡しいたしました。

その中で実は、どれがどう違うのかという話が実は、この1枚ものの中で比較検討できるような掲載になっております。そして、それぞれグレードが高いもの、あるいは中くらいのもの、あるいはそのグレードがちょっとレベルが低いものという草案の中でということで、これで基本設計を私どもはそれぞれ、A案であった場合はこのくらいの概算事業費、B案であった場合はこのくらいの事業費、C案であった場合はこのくらいの概算事業費になりますよいうものを、私たちは基本設計の段階で報告としていただきました。それが基本設計でございます。

それを受けて、実はこの中で平川市として今回の運動施設整備をどの案

を主体に選択し、そして実施計画へと進めていくのかということでは、当時の三役、あるいは関係部長等によりまして、基本的にはB案ということで、これを選択させていただいて、次の実施計画へと進んだものでございます。

これができた段階でなぜ議会に公表して、あるいは議員に説明しなかったのかというふうなことでございますが、私ども考えるに、まずはいま思えばもう少し丁寧に説明すべきであったんだろうとは思いますが、反省はしております。

あとこのこういった比較の場合、どうしても意見が割れた場合になかなか、どの案を、あれも欲しいこれも欲しいという部分も当然ありますので、あるいは財源的な、いまの計画にかける投資、経費、懸念もありますので、それらはやっぱり基本的には財政等とも踏まえまして、やはり選択すべきは内部で進めるほうがいいのではないかという議論がその当時はあったかと思えます。以上でございます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

大きな間違いをしています。内部で進めたほうがいいという議論が当時あったということですが、議会の地位を軽視しています。

議会の地位は憲法93条で、法律の定めるところによって議事機関として議会を設置しているわけです。ですから議会の使命としては、政策を最終的に決定する場であります。

政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理、事業の実施がすべて適法、適性、しかも公平、かつ効率的に民主的になされているかどうか、住民の、そういうことをちゃんと議会の役割としてあります。

そして住民の批判や監視すること、その住民の立場に立って批判したり監視したりする。住民の立場に立ってです。それが議会の使命となっていますが、内部だけで検討して、そうやってやっていけばもう議会の軽視も甚だしいじゃありませんか。

そこを議論するのがあれでしょ。このもめるとかなんかじゃなくて、いろんな議論の中から市長はコーディネーター役を買って調整していくのが私、市長の役目だと思っております。

そういうことから活発な議論をさせる、そのためにちゃんと情報を開示する、これが市当局の役割でもあります。それを大手を振って、反省はしてると言いましたが、内部でそういうなんかもめてごちゃごちゃになったら收拾がつかないから、みたいなそういう答弁はですね、議会の軽視しているとしか言えませんよ。

このことに対しては、もう一つ意見があります。この計画の見直しに対して、三つに分かれて説明をしました。

私は6月の6日一番最後の日、一人で5人の職員が説明に来てくれました。初日は6月3日だったようです。間違いがあれば訂正してください。

6月5日はこれはかなり数が多くて、たまたま私、議会にきましたら、

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

議員説明会と書かれていました。私の一人のときはなんにも書いておりませんでした。議員でないのかなというふうに思いましたけれども、その議員説明会、どうも会派だと言っているけれども会派でもなさそうです。

そういうことからしてやはり、平等公平、民主的にするんだったら、やっぱり同じ場所で同じ時間に一同を介してやるのが、これは市当局のやり方じゃないでしょうか。このルールが崩れると、おかしいことになっていくんです。いろいろなことも、このルールが多数派を形成しようとしたり、おかしいことになっていくわけです。

私たちは一人ひとりがやはり議員として、住民から負託を受けてここにきているわけですから、やっぱりそれぞれの意見があると思います。

そういうことからして、こうしたやり方に対してまずは基本のルールを守っていただきたい。このことに対してどのように思っているのでしょうか。

市長。

まずは議会のことに関しましてはですね、先ほど芳賀事務局長のほうからお話がありましたが、三権分立の立法府としての役割が非常に大事だと思います。

そういう意味では、立法府としての議会は行政をチェックする機能を有しておりますし、二元代表制の下のいわゆる大統領制としての市長が選ばれる。また同じ市民から議員の皆さんが選ばれるという、そういうふうな二元代表制の下での議会の役割もまた非常に大事でありまして、行政をチェックするという大きな使命がございます。

そういう意味におきましては、齋藤議員がいま質問されておることに対しては非常に敬意を表したいと思いますが、24年度において基本設計をし、25年度に実施設計を取りまとめたわけでありまして、

その時本来であれば、関連予算を市議会に提案するにあたり、議員説明会等の場でそれまでの概要を御説明するべきではなかったかというふうに思っております、その点は工藤議員にもお詫び申し上げましたが、そういう手続きを踏まなかったことに対しては、お詫びを申し上げたいというふうに思います。

次にですね、説明を平等にというふうなことでありましたが、ある意味で会派ごとと言いますか、そういうふうな形の今回は説明ということになりました。

全員協議会の後を受けて、今回6月定例会に提出はしないけれど細かな内容について説明を申し上げたいというようなことで、3回に分けて説明させていただきましたが、それぞれの事情と言いますか考え方、思いが違うようでありまして、そういうふうな意見を酌み取りながら今回説明させていただきました。

齋藤律子議員におかれましては一人でというふうなことで、非常にそういう意味では周りが多くてつらい思いをさせたかもしれませんが、出来る限りこれから平等に説明できる場があればというふうに私も考えており

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

ますので、今後は注意しながらそういうことを実施させていきたいというふうに思います。

13番、齋藤律子議員。

まずその、一人で5人が対しているわけですから、なんというか不思議な雰囲気、何かこう自分がいろいろ問われているようなそういう雰囲気を感じて、とっさに周りの方が横のほうにずれてくださいましたけれども、やはりそういういろんな意見を調整するのが市長の役割でもあるので、ぜひこういういろんな意見が出て、私たちも他の議員の意見を聞いて、またいろいろと参考になることが多いわけです。そういうことからしてやっぱりこう、大勢で議論していけたらなとこういうふうをお願いをするものです。

先ほど立法府だとおっしゃいましたが、立法は国会にのみ課せられていることじゃないかなとこう思って、先ほども議事機関として、立法ではなくて条例とかの制定はこの議会でするんですけども、やはりその議会の役割というのは重いものがあるので、ぜひ基本に立ち返った運営をしていただきたいと。

また③番ですが、第2期工事の議論はこれからということですが、一ついま、敷地の中になるかどうかわかりませんが、給食センターがちょうどこう、ドームのほうと環境改善センターのほう、体育館、どういうふうに給食センターがあるのかわかりませんが、建っていると。

それで環境改善センターと、給食センターから環境改善センターのほうに行くことが、5月の1日から通行止めになっています。それで体育館で用事を足した人は、門を出てぐるりと回ってドームのほうに行かなければならないと。ドームのほうに用事があって体育館に行きたい人は、またぐるりと大きい道路に出て回らなければいけない。

これはこれで安全を考えたものとして、こういうことをやっているようでありますけれども、やはりこの運動施設をつくる場合は、やっぱり渋滞をしない、利便性も考えなきゃいけないです。

いま大きな大会があるとすべて路上駐車がまず、昔からですが、近所の方は大変困っています。意見を聞いても困っています。それでその、駐車場の問題もあるだろうし、やはりその、一帯をどういうふうにするのかですね。そこはやっぱり、これから考えていかなきゃいけないということで私は、グラウンドも必要なのではないかなとこう考えているわけです。

ちゃんとした案が示したらまた、それで納得する場合もあるでしょうけれども、こういうことが山積みの第2期工事の議論であります。このことでもう一回、今後に対しての答弁をお願いしたいと思います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

改善センターのところの駐車場と言いますか、あそこの通路のことではありますが、あそこはですね、本来は通路にはなっていないところがございます。

いままで体育館から改善センターを抜けて給食センターへというふうな車の動き方がありましたが、今年4月にシルバー人材センターが改善センターに移行になりました。

あそこのシルバー人材センターの皆さんの送り迎えとかさまざま往来が出てきまして、あそこを近道として通り抜けするということよりはより危険であると、そういうふうなことから通行止めにしていただけないかというシルバー人材センターから要請がありまして、4月から1ヶ月間周知期間を徹底して、その上で通行止めを実施したものであります。

もともとあそこには道路筋にはなっておりませんので、そのようなことをさせていただきました。

いわゆる道路のわきにある給食センター、それから環境改善センター等も含めた将来的な見通しというふうなことだろうと思いますが、給食センターに関しましては、これからの小・中学校の統廃合等も少子化の中でもし出てくるとしたら、そういうことも見据えながら、いま旧平賀町と、平賀地区と尾上地区にある給食センターをどういうふうに合理化を図っていくのか、ということがやっぱり検討の中に入ってくると思います。

ただ、まだそういう段階まではいっておりませんので、まだ新しい給食センターはそのまま使っていくことになろうかと思えます。

改善センターに関しましては、体育館と大体そんなに時期、何年もずれていないのかなというふうに思っていますが、ただまだ、使用に耐えているので、今回シルバー人材センターの事務所としてもまた使わせておりますので、将来的なそこのところになりますと体育館、それからその後ろにある相撲の土俵、それからいま改善センターのわきには温泉もあります。

そういうふうなことを、さまざまな要因を考慮しながら今後整備等を考えていかなきゃならないと思えますし、雇用促進住宅も廃止の方向にあるというようなことで、その跡はどうするのかとか、あそこら辺の土地の一体的な利用の仕方は、これから考えていかなきゃならないことではないかなというふうに思っております。

○議長

○13番

(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

給食センターは、あの位置にあるのはおかしいとか、そういうことを言っているのではなくて、やっぱりあの一帯はこれから運動施設の用地一体とした、利便性に富んだ運動施設としていろいろ出てくると思っておりますので、そのことをこれからも議論していくようによろしく願いをいたします。

それでは3番目の質問に移ります。3番目は庁舎建設計画について、現状と考え方についてお尋ねをいたします。

庁舎建設に関する一般質問は、これまでもこの議場で取り上げられてきました。新庁舎建設については、市当局から建設計画などまだ市民や議会には公表されておられません。

分庁舎もあることだから新しく建てるのは控えてほしい、本庁舎はまだ

まだ使えるなどさまざまな市民の意見があります。耐震に対しての耐震や防災機能、本庁舎分庁舎方式、建設場所などに対して、計画があるのであれば市民、議会に早く公開し、広く意見を集約するべきではないでしょうか。

現時点で庁舎の現状はどのようになっているのか、また建設に際して市はどのように考えているのかお知らせください。いまの時点で結構です。市長、答弁をお願いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

市役所本庁舎は建築から35年が経過しておりますが、耐震診断では震度6から7の直下型地震で倒壊、または崩壊する危険性があるという結果になっており、災害時の救援、復旧、情報収集の拠点として望ましい耐震機能が確保されているとは言いがたい現状であります。

庁舎内設備については、電気設備機器、給排水、エレベーターなども耐用年数を大幅に超えており、毎年の修繕費がかさむ上、その部材調達も大変困難となっております。

市民課や税務課など市民と直接接する窓口が2階にあり、バリアフリーであるとは言えず、また縦割りの窓口機能によりワンストップサービスが行えない状況であります。

その上、分庁舎方式により、庁舎間を市民が行き来しなければならないなど、現在の庁舎は市民の視点から見ると利便性はかなり低いものと考えておるところです。

庁舎建設計画に関しては現在庁内で検討しているところであり、財政状況と照らし合わせて耐震性や、市民サービスの問題を一度に解決することができるよう、計画の柱となる基本方針の策定に向けていま進めているところであります。

基本方針の内容によって、本庁舎の整備方法や建設場所等について、公表した上で市民の意見を取り入れていくこととしております。以上です。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

長い時間ありがとうございました。3番目の質問は、庁舎の建設はやっぱり市民の一番シンボルとなるものですから、市民が納得して、建てないでほしいと、財政的にも大変だから、そういう意見もありますから、やっぱり市民の皆さんにいま市長がおっしゃったことを公表して、やっぱり市民の理解を得て立派な計画なりを発表していただきたいと思います。

以上、13番、齋藤律子の一般質問はこれで終わりです。

○議長

13番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり、18日は議事整理のため本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

○議長

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。
よって、18日は本会議を休会とすることに決定しました。
次の本会議は、19日午前10時開議としますので、よろしくお願ひします。
本日はこれをもって散会します。

午後2時58分 散会